

預金保険研究

2004年9月

目次

欧州4カ国の預金保険制度.....	1
第二回 ASEM パリ・イニシアティブワーク ショップ(預金保険制度).....	39
預金保険国際セミナー	54
預金保険料率研究会中間報告	62

「預金保険研究」の執筆は個人の資格で行ったものであります。従って、見解や意見にわたる部分は筆者個人に属し、預金保険機構の公式の見解等を示すものではありません。

なお、掲載論文、資料等は預金保険機構ホームページ(<http://www.dic.go.jp/>)でも入手が可能です。

欧州 4 国の預金保険制度

坂巻 和弘¹

酒井 晋一²

預金保険機構では、主要国の預金保険制度の研究を実地調査も含めて行ってきた。
「預金保険研究（創刊号）」における米国及びカナダの預金保険制度に続いて、今回、欧州諸国の預金保険制度について紹介する。

目次

・ドイツの預金保護制度

1. 制度の目的等
 2. 制度の加盟銀行等
 3. 預金者
 4. 保護対象の預金
 5. 付保範囲の限度
 6. 補償請求権の発生
 7. 各銀行の保険料計算
- (参考1)「ドイツ民間商業銀行の預金保護基金」(抄訳)
- (参考2)「ドイツ民間商業銀行の預金者と投資家に対する預金補償制度」(抄訳)

・フランスの預金保証制度

1. 基本理念
 - (1) 預金者保護の法的理念
 - (2) 欧州連合が提供する預金保険制度調和のための法的枠組
 - (3) 1999年6月25日付け法により統一性、一貫性のある預金保証制度を創設
2. フランス預金保証制度の特徴
 - (1) 全ての機関類型に適用される制度について
 - (2) リスクの評価、考慮を行う様々な方法
 - (3) フランス預金保証制度に採用されている独自の方法
 - (4) 預金者が確実かつ適正に保護されるための付保範囲と払戻しに関する規則

結論

¹ 総務部企画調整課長(前国際室長、E-mail: kazuhiko-sakamaki@dic.go.jp)。

² 総務部国際室調査役(E-mail: shinichi-sakai@dic.go.jp)。本稿の執筆は、両者が個人の資格で行ったものであり、意見にわたる部分は筆者個人に属し、預金保険機構の公式見解を示すものではない。

.イタリアの預金保護制度

- 1.制度の目的等
- 2.制度の加盟銀行等
- 3.預金者
- 4.保護対象の預金
- 5.付保範囲の限度
- 6.補償請求権の発生
- 7.各銀行の保険料計算

(参考3)「イタリア銀行間預金保護基金制定法」(抄訳)

.スウェーデンの預金保証制度

- 1.スウェーデン預金保証制度の概要
- 2.加入資格
- 3.預金者
- 4.預金
- 5.保証対象預金の範囲
- 6.補償請求権の発生
- 7.各機関の手数料算出及び賦課
- 8.資産運用
- 9.外国預金保証制度との協力取り決め
- 10.不服申し立て

・ドイツの預金保護制度

1.制度の目的等

ドイツの民間商業銀行の預金保護制度は、ドイツ銀行協会 (The Association of German Banks) が運営する預金保護基金³と同協会の子会社であるドイツ銀行補償機構⁴ (EdB) の二つから成り立っている。

ドイツの金融システムには、これら民間商業銀行のほかに、非営利金融機関たる貯蓄銀行や信用組合が存在し、国内預金シェアでも大きなウエイトを占めている。これらの非営利金融機関では、“金融機関保護制度”とでも呼ぶべき相互支援システムが確立されており、貯蓄銀行や信用組合の破綻時に預金者の預金が全額保護される仕組みが整っている。

このため、ドイツの預金市場の3割未満のシェアしか有していない民間商業銀行がこれらの非営利金融機関と競合していくためには実質的に全額保護に近い預金保護制度を構築する必要がある。

したがって、ドイツの民間商業銀行の預金保護制度の第一の目的は、如何なる場合にも民間銀行に対する社会の信頼を守ることであり、特に預金払戻しの中断が懸念されるまで銀行の財務状況が危うくなった場合などには、預金者の利益のためにあらゆる可能な措置を講ずるというものである。このため、個人預金者への補償支払いは勿

論のこと、銀行に対する信用供与、保証・債務の引受け等、様々な措置が採り得るとされている。

実質的に全額保護と言っても、保護上限が存在しないわけではなく、各銀行の自己資本の規模に正比例する仕組みで、銀行毎に異なる保護限度額が設定されている。これが実質全額保護と言い得るのは、資本金500万ユーロの小さな銀行の場合でさえ、一預金者あたり150万ユーロまでの高額預金が保証されるためである（資本金がこれより大きい多くの銀行では限度額はさらに大きくなる）。この制度の意図するところは、民間商業銀行に預けられている預金が実質全額保護であるというメッセージを一般社会に発するということであるが、個別銀行毎の保護額についても、ドイツ銀行協会は、協会加盟銀行の預金保護上限額の最新データを、ウェブサイトに掲載するとともに、問合せに回答する体制をとっている。

2.制度の加盟銀行等

預金保護基金は任意加盟の制度であるが、実際にはドイツ銀行協会に加盟している銀行は全て加入している。他方、EdBは強制加盟であり、その根拠法となっている「ドイツ預金保証及び投資家補償法 (The German Deposit Guarantee and Investor Compensation Act)」に基づき、民間商業銀行のほか、民間建築貸付組合等が加盟している。

³ Einlagensicherungsfonds = Deposit Protection Fund

⁴ Entschädigungseinrichtung deutscher Banken GmbH (EdB) = Compensation Scheme of German Banks

3.預金者

預金保護基金では、原則として広範に個人、事業法人、公的企業を保護対象預金者として取り扱うことになっており、投資会社等も対象に含まれ得る。

これに対して、EdB では、全ての個人が預金者として保護対象となるほか、法人については商法上のパートナーシップと小規模企業が保護対象預金者として取り扱われる。反対に保護対象の預金者として取り扱われないのは、銀行や金融事業を営む法人のほか、保険会社や大規模企業などであり、また公的機関も EdB では保護されない。

4.保護対象の預金

保護対象となる預金は、預金保護基金も EdB もほぼ同じであり、基本的には要求払い預金、定期性預金、貯蓄預金等全ての種類の預金が保護対象となっている。また登録貯蓄証書も保護対象となっている。ただし、持参人払い債券や持参人払い預金証書等、銀行が発行した持参人払い形式の債務は保護対象となっていない。なお、EdB の場合に保護対象となる預金は、ユーロ建てもしくは EU 加盟国通貨建てに限られる。

5.付保範囲の限度

EdB が 2 万ユーロを上限として預金者一人当たりその預金額の 90%まで保護する一方、この保護範囲を超える部分については、預金保護基金が各銀行の直近の公表財務諸表に掲載されている責任自己資本の額の 30%相当額まで保護を提供している。なお、利

息についても保護上限額の範囲内である限り保護される。

6.補償請求権の発生

金融機関が破綻して預金者へ補償支払いが行なわれることとなった場合には、預金者は速やかにその旨の通知を受けることとなっている。預金者は、この通知を受けた日から 1 年以内に預金保護基金、EdB に対して書面で補償請求を行わなければならない。この期限が終了した後は、補償請求は原則として認められないほか、5 年の時効により当該年限経過後は補償請求権が消滅する。また、補償請求の根拠及び金額についての紛争は民事手続法(the Code of Civil Procedure)に基づいて解決される。

7.各銀行の保険料計算

預金保護基金では、まずドイツ銀行監査協会 (Auditing Association of German Banks) が各銀行を毎年格付けし、その格付け結果に基づいて、あらかじめ何段階かに設定されている異なる保険料率のうちどれか一つを割り当てて、それぞれの銀行の預金残高に割り当てられた料率を乗じて保険料が計算されている。これに対して、EdB においては、各銀行の預金残高に一定の掛け目、すなわち均一保険料率を掛けて保険料が計算されている。

いずれにせよ、どちらの制度もその収入と支出に関する情報を公開していないほか、預金保護基金が実際に各銀行に適用している銀行毎に異なった保険料率は勿論のこと、EdB の均一保険料率すら公表されていない

ため、それがどのように決まっているのか等を推測することは難しい。ただ、少なくとも格付けは、全部で9段階からなり(A1, A2, A3, B1, B2, B3, C1, C2, C3)、そのうちA1, A2, A3にランクされた銀行に関しては現在同一の保険料率(0.03%)が適用され、これを基準として、B1, B2, B3の銀行についてはそれぞれ基準の1割増し、2割増し、3割増しの保険料率が適用されているようである。また、C1, C2, C3の銀行については、それぞれ基準の1.5倍、2倍、2.5倍の保険料率となっているようである。

ドイツ銀行監査協会による監査は、各銀行の経営内容についてかなり詳細なチェックとなっている。自己資本の充実度は当然のことながら、各種のリスク管理体制や内部管理態勢に加えて、収益構造や経費率等といったものから経営戦略の内容まで事細

かに監査している。

このようにいろいろな観点から監査を行なって、しかも監査項目自体かなり頻繁に見直されているとのことであり、さらに格付けを決める際に各監査項目にどれだけのウェイトを置くかも毎年のように見直されているということから察すると、その監査結果から導かれる格付けやそれから最終的に決まってくる段階的な保険料率について、一般の預金者が理解することは難しい。個別の銀行の保険料率が公表されていないことや、預金保護基金やEdBの収支全体も公表されていないことを考え合わせると、ドイツの民間商業銀行の預金保険制度は、各預金者に銀行選択を期待するものではなく、実質全額保護のメッセージを送ることに主眼があると言える。

参考1)「ドイツ民間商業銀行の預金保護基金」抄訳⁵

< 預金保護の範囲 >

ドイツ銀行協会の預金保護基金は、最新の年間財務報告書の日付における法的資本の30%を上限として、民間商業銀行の各々全ての顧客の預金に対して、完全な保証を行うものである。この保護は、銀行以外の組織が保有する全ての預金に適用される。例えば民間の個人、事業会社、公的組織等が保有する預金に適用される。保護対象としては、要求払い預金、定期性預金、貯蓄預金、登録預金証書の大部分が該当している。一方、銀行によって発行された持参人払い債権、持参人払い預金証書等の持参人払い型の金融商品に関する債務は保護されない。

⁵ “The Deposit Protection Fund of The German Private Commercial Banks (June 2004)” (ドイツ銀行協会)の英訳版をベースに抄訳。

< 一般社会に対する完全保証 >

この預金保護の基本概念は、一般社会にとっては、民間商業銀行に預けている全ての預金に対する実質的な完全保護を意味している。資本金 500 万ユーロの小規模銀行の場合でさえも、ひとりの預金者について 150 万ユーロまでの金額が完全に保証されていることになる。実際のところ保護される金額は、概してかなり高額となる。ドイツ銀行協会は、各加盟行の現在の預金保護上限を、興味ある方の問い合わせに応じて、喜んでお答えする。保護上限は、協会のウェブサイト (www.bankenverband.de) でも参照できる。

可能性は低いですが、銀行が預金保護基金への参加をやめた場合でも、預金者に対し、引続き預金保護を受けつつ適切な対応が出来るよう、十分な時間を与えて知らせることとなっている。更に、預金は次の金利更改期までは保護される。恐らくは、当該銀行が基金を脱退する日付よりも保護される期間は長くなる。

< 法的枠組み >

預金保護基金の財源は参加銀行より自発的に集められたものとする。

効率的な預金保護基金運営についての重要な前提条件を確立した 1976 年の銀行法の改定の際に、ドイツ立法府は預金保護の必要性を認識している。また預金保護基金の有効性に対する信頼は、基金参加金融機関の保護上限までの信託資金の預け入れを可能としているドイツ民法の規定にも反映されている。

< 預金保護スキームが競争的状況を強化 >

預金の保護に関しては、預金保護基金は、各銀行を同等に規模に応じた競争的なポジションに置くことに寄与している。したがって、基金は、単に預金の保護だけでなく、ドイツの銀行セクターの競争的な状況の多様性とバランスを維持、統合することにも大いに寄与している。それは同時に経済全体の主要な安定化機能の役割を果たしているとも言える。自由市場経済が機能していく上での本質である自然淘汰の機能は、しかしながら、完全に影響を受けない。預金保護基金は銀行の顧客を保護するものの、業務全般における責任者で破産リスクを負うべき銀行所有者を保護するものではないからである。

< 預金保護基金の権限委譲 >

預金保護基金に加え、法律で定められた預金保護制度、「ドイツの銀行に対する保証制度 (EdB)」が 1998 年に設立され、現在に至っている。EdB は、ドイツ預金保証及び投資家賠償法で求められる補償制度に関する民間商業銀行と民間建設協会及び民間融資協会に係る分野の責務を負うこととなっている。EdB の保護は預金者ひとりに対して預金の 90%または 2 万ユーロ相当額となっている。預金保護基金は、その EdB による保護範囲を超える部分の預金についてのみ保護することとなっている。

(参考2) 「ドイツ民間商業銀行の預金者と投資家に対する預金補償制度」(抄訳)⁶

ドイツ銀行補償機構 (EdB) は「預金保証及び投資家補償法」を根拠とし、それ以外の全ての保証制度に加えて、民間商業銀行及び民間建築貸付組合に預けられている預金もしくは投資にかかる債権を保護している。

< 補償を受ける権利 >

全ての民間部門の個人及びドイツ商法第 267 項に規定されるところの共同経営事業、小規模企業が補償を受ける権利を有している。しかし銀行及び類似のサービスを提供する機関、保険会社、中規模から大規模企業の預金、あるいは公共機関の預金は保護対象外である (添付資料の「預金保護及び投資家補償法」抜粋の第 3 条を参照)。

< 補償の範囲 >

EdB によって保護される範囲は、預金の 90% で 2 万ユーロまでにあたる部分、投資にかかる債権の 90% で 2 万ユーロまでにあたる部分、に限られる。

全ての種類の預金 - 主に要求払い預金、定期性預金、貯蓄預金 - に加え、登録預金証書も保護対象となる。一方、持参人払い債券や持参人払い預金証書等、銀行が発行した持参人払い形式の債権は保護されない。ユーロ建てもしくは EU 加盟国通貨建て以外の預金は保護されない。また、特に銀行がその管理義務にかかわらず顧客からの預かり証券を紛失し、顧客に返還することができない場合にも、顧客に対して補償が与えられる。

< 補償手続き >

債権者は補償支払いが可能となった時点で速やかに通知を受けることとなっている。補償請求は、補償支払可能通知から 1 年以内に顧客により書面で EdB に提出されなければならない。この期限が終了した後は、原則として補償請求は行えない。補償請求が決済された時点で銀行への求償権は EdB に移転する。求償権は、「制限法」(The Statute of Limitations) によって、5 年間で消滅する。補償請求の根拠及び金額についての紛争は民事手続法典 (The Code of Civil Procedure) に基づいて解決される。

添付資料： 預金保証及び投資家補償法 抜粋

第 3 条 求償権

- (1) 金融機関の債権者は、補償の支払いが可能であれば、第 4 条の規定に従って、金融機関が割り当てられている補償機構から補償を受ける権利がある。
- (2) 第(1)項で述べられている求償権は以下の場合には付与されない。
 1. 第 1 条第 (1) 項 1 に定義される機関、および 1989 年 12 月 15 日の信用機関業務遂行の上の法律、規

⁶ "The German Private Commercial Banks' Compensation Scheme for Depositors and Investors (August 2002)" (ドイツ銀行補償機構) の英訳版をベースに抄訳。

則、行政規定の調和のための委員会指令 (89/646/EEC) 修正指令 (77/780/EEC) に定義されるドイツ国内外の金融機関が、自己の名義で自己のために行動している場合。

2. ドイツ国内外の民間または公営の保険会社。
3. 国外の投資会社またはその会社自身によって運用されている特殊目的基金、もしくは公的な有限投資会社、もしくは共同投資事業体。
4. 連邦政府、州政府、法的に独立していない連邦政府もしくは州政府の特殊目的基金、地方当局、他の州、地域政府、もしくは他の州の地方当局、
5. その金融機関の監督組織の経営者、共同経営者、およびメンバー、当該金融機関の株式の 5% 以上を保有している者、銀行法第 28 条に定義される監査人、法的形態に関係なく、当該金融機関が属する会社法第 18 条に定義されるグループの構成企業において、上記と同様の立場、あるいは機能を有する債権者。
6. 第 5 項における個人の配偶者または 2 親等以内の親族であって、その預金、基金、もしくは金融商品が配偶者もしくは親族自身の資産に由来するものでない場合。
7. 法的形態に関係なく、当該金融機関が属する会社法第 18 条に定義されるグループを構成する企業。
8. 当該金融機関の金融面での問題を引き起こしたり、財務状況を著しく悪化させるような金融機関に関連したある事柄 (特に個人的交渉の結果高い利率を付与されたりとか金融面での利便を図ってもらう等) について何らかの責任があるか利益を得た預金者。
9. 商法第 3 版の規定で業務報告書の提出が義務付けられている、もしくはその国外で合併した企業の口座に含まれることから報告書の作成が免除されている企業。
10. 債権者のうちその補償請求対象預金が、1991 年 6 月 10 日の「マネーロンダリングのための金融システム利用を防止する」委員会指令 (91/308/EEC (EC 官報 No. L 166, p.77)) に定義されているようなマネーロンダリング等で有罪とされた人物を相手方として行われた取引の結果得られた資金からのものである場合。

金融機関の債権者が、第三者のために行動していた場合、第(1)項に関する補償請求権の有無の判断は、信託関係が明確に示されている場合、当該第三者に依存する。

- (3) 補償機構によって認められた求償権は、制限法 (the Statute of Limitations) によって、5年間で消滅する。
- (4) 補償請求の根拠及び金額についての紛争は民事手続法 (the Code of Civil Procedure) に従って処理される。

第 4 条 補償請求の範囲

- (1) 金融機関の債権者の補償請求は、金融機関の相殺や全ての反訴を正當に考慮に入れ、預金者の預金もしくは投資にかかる債権の総額と規模に基づく。
- (2) 補償請求の金額は以下のように制限される。
 1. 預金の 90% で 2 万ユーロまでにあたる部分。
 2. 投資にかかる債権の 90% で 2 万ユーロまでにあたる部分。

第 1 条第(1)項 1 に定義される機関で、銀行法第 1 条第(1)項 2 号の 4 もしくは 10、または第(1 a)項 2 号の 1 から 4 に定義される金融サービスの提供、あるいは、銀行業務の実行のための免許を保有している先が、投

資活動の結果として負うことになる債務は、顧客に対して資金の保有・所有権を与える義務を負っていると
いう点で、預金と同等とみなされる。

- (3) 補償請求に際しての金額計算は、預金もしくは資金の金額、そして補償が支払われることが決定した日付の
金融商品の市場価値に基づく。補償請求の金額は、第(2)項の規定による限度内で、利息も含む。利息の補
償請求は、補償の支払いが決定した日から、負債を支払うか、債務超過金融機関の処理が終了するかの、
いずれか早い方の日まで、行える。利息金額の決定には、ドイツ民法の第 288 条が適用される。
- (4) 第(2)項に規定されている限度額は、口座の数、通貨、どこに口座があるか、もしくは金融商品が保有されて
いるかに関わりなく、預金者の当該金融機関に対する求償額合計に対して適用される。保険金はユーロで
支払われる。
- (5) 共同口座の場合、第(2)項の限度額は、口座保有者の持分に依りて適用される。特別に規定されていない場
合、預金、基金、金融商品は口座保有者間で均等に分けられる。債権者が第三者のために行動していた場
合は、第(2)項による限度額は、その第三者に対して適用される。

第 5 条 払戻し手続き

- (1) 連邦銀行監督局は、なるべく迅速に、遅くとも金融機関が預金の払戻しができなくなった、もしくは投資業務
に係る義務を果たすことができなくなったことを認識した時点から 21 日以内に保険金の支払いを決定する。
監督局は、銀行法の第 46a 条第(1)項 1 から 3 号の手段が発動され、それが 6 週間を超える場合、保険金の
支払いを決定する。連邦監督局はその決定を連邦官報に掲載する。また、問題の銀行が属する補償機構に
直ちに連絡する。
- (2) 補償機構は、金融機関の債権者に対して補償が払われること、第(3)項の第 1 文に規定される期間、を直ちに
知らせる。また、保険金の支払いが決定された日から 3 ヶ月以内に預金者を補償する適切な手段を取る。そ
のため金融機関は補償機構に対して、債権者に対する補償を行うために必要な書類を迅速に用意する。
- (3) 補償請求は、保険金の支払いが告知された日から 1 年以内に補償機構に対して、書面で提出されなければ
ならない。補償を受ける権利は、同期間が過ぎた後は、期限内に請求出来なかった責が本人にない場合を
除き、失効する。
- (4) 補償機構は、補償請求を迅速に確認し、適格性と請求金額が確定した時点から 3 ヶ月以内に払戻しを行う。
ただし特殊な場合には連邦銀行監督局の承認により、3 ヶ月まで期間延長することができる。
- (5) 補償を受けるに適格な個人の補償請求に対して、補償機構が支払った範囲までの金融機関に対する請求権
は、その個人から補償制度に移転することとなる。
- (6) EU 指令 (91/308/EEC) の第 1 条に定義されているようなマネーロンダリングに関する刑事訴訟の捜査対象
となっている個人が関係する業務に、預金者の請求が関係するものだった場合、補償機構は、訴訟が終了
するまではその支払いを保留する。

フランスの預金保証制度⁷

1. 基本理念

(1) 預金者保護の法的理念

預金者保護の理念は、フランス銀行法 1984/1/24、No84-46（現在は金融・通貨法の一部に含まれている）の初版に規定されることによる。また預金者保護に関する事柄は、当該法の表題で扱われている。実際のところ預金者保護は、信用機関に対して拘束力を持つブルデンシャル法（51条、現在は金融・通貨法の第511-41となっている）と第52条（現在は金融・通貨法の第L5211-42となっている）に規定されている「危機」メカニズムを通じて、提供される仕組みとなっている。これらのメカニズムは信用機関の株主と、「solidarite de la Place（金融市場の連帯責任）」の概念に基づいて体现化されており、法に正式に記述されているような預金者保護の明確なシステムではない。

しかしながらそのような機能自体は法制面と契約面のふたつの仕組みにより提供されてきた。前者は銀行法の21条（現在の金融・通貨法第L511-31条）の施行によりすでに提供されており、当該法により、預金者保護に伴う責務は中央組織とそれによりネットワーク化されているメンバーによって分担されることとなっている。ネットワークの構成メンバーの中で困難な状況に陥

ったメンバーがあった場合、流動性の供給、もしくは債務超過回避のための支援が、他のメンバーの要請により行われることとなっている。

これとは対照的に、後者にあたる1975年に導入された制度はその性格上、契約で保証されているフランス銀行協会（French Bankers Association: AFB）に加盟している銀行のためだけのものであった。この制度は、メンバーの金融機関が破綻した場合、フランスフラン建ての民間個人もしくは法人組織の預金に対して、一預金者に対し、40万フランまでの金額を払い戻すというものであった。しかしながら、預金者はこの制度による保護を必ずしも受けられるものではないという司法決定がなされており、AFBはこの制度を活用しないという選択権を有していた。また利用可能な支援金総額は年間2億フランまでと制限されており、これはかなり大きな損失を扱うには不十分金額であった。しかしながら、この制度は実際、1976年から1995年までの間に実行されており、15件の預金者補償が行われ、全体の払戻し額は6億フランに達した。

1980年代終わりには規制緩和と競争激化が進んだことにより、それまで想定されていなかった新しいリスクが発生した。そこでフランスだけではなく欧州全体で、銀行の安定化を図るための措置について調査・研究する必要性が感じられるようになり、信用機関の清算、また特に預金保険制度の各国間での調和等について行われることとなった。

⁷ "The functions and organization of deposit guarantee schemes: the French experience" (フランス銀行委員会 2000 年年報英語版) の翻訳をベースに構成。

② 欧州連合が提供する預金保険制度調和のための法的枠組

1980 年中頃、すでに各金融監督当局は、預金保険制度の調和の重要性について言及していた。単一市場への取り組み（1993 年に導入された）が進むとともに各国の制度間に存在する際立った相違点が、地域内で国境を超えた金融サービスを立案、提供する際に障害となり、欧州内での競争の促進を阻むことが懸念されていた。

しかしながら、最初の指令の草稿が起案されたのは、1992 年になってからであった。草稿起案の段階では、各国間に存在する重大な相違点、特に付保限度額について等々様々な問題点がすぐさま指摘されることとなったが、これらの相違点についての問題は、1993 年の最終稿では解決された。それは共通の最小基準に明確に則ったものであり、1994 年 5 月 30 日発令の「預金保険制度に関する預金保険制度に指令 94/19/EC」に採用されている。

・メンバー国の全ての銀行の預金を保護

メンバー国の全ての銀行の預金保護という基本的な目的から、指令は、EU 内の全ての預金を受入れている信用機関に適用され、それと同時に、信用機関は預金保険制度に加入することを義務付けられた。ただし、いくつかの例外は認められた。

最初のしかも最も重要である例外は、特にドイツ、フランスで一般的である、相互もしくは協同組織、もしくは貯蓄銀行といった「連帯意識」によって結びついている機関に関するものである。指令はこれらの

結びつきとその仕組みが効率的な預金者保護を提供していることを認め、従って明確な預金保険制度に同等しいものとして認めている。

その他の主要な例外は EU 内の第三国の金融機関の支店で、その制度が EU 内の金融機関に適用されるのと同等の保護である場合、本国の責任と監督を前提とした上で、当該第三国の金融機関が、その支店の存在する国の制度に加入することを免除するという点である。

・付保は本国により提供される

表題の概念は本国の規則の一般原則の拡大であり、単一市場であるということ、また全ての EU 銀行指令の特徴が基礎となっているものである。

EU 全域から信用機関によって受け入れられている預金は、預金がどのように集められたか、例えば支店業務を通じたものであるか、なんらかの金融サービスの提供の過程で発生したか等にかかわらず、本国で運営されている仕組みによって保護されなければならない。

しかしながら、指令は最低限の共通の仕組みについて示唆するだけのものであり、それは各国間の差異を取り除いたりするものではなく、むしろ競争を歪める要因にすらなりうるものである。付保金額が非常に高い国に外国の金融機関が支店を出した場合、付保金額が一般的なそれよりも低いことから、その金融機関の支店の預金者は相対的に不利な立場に置かれることになってしまう。このような理由から指令により、

そのような支店は受入国の制度に加入することが認められている。

逆に本国の制度が受入国よりもより高い水準の保護を提供している場合にも競争を歪めることが考えられる。第一に金融機関が複数の選択可能な制度について、言わば競りにでもかけるような行動を取ることに よって発生する潜在的な不安定効果を防ぐため「より寛容な制度の輸出」は禁じられている。すなわち金融機関の支店は、その受入れ国で提供されている保護よりも高い水準のものを選択することはできない。ただしこの制限は、異なった仕組みがそれぞれの地域の中で効率的に機能していることが確認されてきたことから、1999年12月31日に撤回されている。

・指令は最低限の要件のみを規定

現存する制度間に相違が存在しているという観点から、指令は権限委譲の原則を重視しており、それぞれの加盟国が各々の制度を運営、実行していく上で実際の条件の決定を行わせている。指令は最低限の保護限度額の標準を単純に定めているだけで、それ以上の高い水準での保護を提供するか否かについては各加盟国に任せている。

最低付保水準はひとりの預金者に対して、全ての口座の合算で2万ユーロまでの補償とすることが定められた。この最低付保水準は、ただ単に各国制度の平均をとったものではなく、より高い水準の保護を提供しているドイツ、フランス、イタリア等の各国の制度を調査した結果として、設定されたものである。指令は、「共同保険」につい

ても否定的でなく、損失の一部を補償からの控除という形で預金者に負担させることが、預金受入れ機関を選択する上で、預金者に注意を喚起する要因になると考える。しかしながら一方では、問題の預金金額の最低9割は補償するべきというのが指令の考え方である。

付保預金とは、全ての口座に保有されている預金残高と信用機関により発行された債券等の債務証券のような請求権とにより構成されるものとする。しかしながら、ある種のもの、他の信用機関の預金、信用機関の資本にかかる部分のもの、マネーロンダリングにより得られた資金等は除外される。その他除外される預金としては、他の金融機関保有の預金、当該預金受入れ機関関係者の預金、譲渡性の債務証券、EU加盟国以外の通貨建ての預金等である。

保証は預金が利用不能となった時点で、補償払戻しの期限を設定した上で有効となる。

指令で定義されている利用不能預金とは、法的、契約的な条件の下、期限が到来しており支払いがなされるべきであるにもかかわらず、信用機関による支払いがなされていないものことである。預金が利用不能となっているかどうかの判断については、監督当局の責務となっており、懸念されている信用機関が、「金融環境に直接関係する理由により、当面の間預金を払い戻すことができない、もしくは現状の見通しでは払戻しができないと思われる」という情報に従って迅速に判断を下すこととなる。指令は、もしその金融機関が短期間のうちに預金者に払戻しを開始することができるので

あれば一時的な流動性の低下は問題としていない。また裁判所が法的に払戻しの停止を命じた場合も、同様に預金は利用不能とみなされる。

指令は預金者への補償支払い期限を厳格に定めている。これらは制度が効率的で、またそのことにより銀行システムの信頼性を維持するために本質的なことである。預金保証制度は預金者の補償請求に対して、預金が利用不能との宣言がなされた3ヶ月以内に払戻しをしなければならない。ただし例外措置として、監督当局は3ヶ月を限度としてその期間を延長することができる。また預金保証制度は、清算の手続きの過程で、預金者の権利に従って払戻しを行った付保預金と同額の権利を代位することとなる。

最後に指令は、預金をすることに伴うリスクと権利、補償手続きについて正しい理解をってもらうために預金者に情報を提供する必要性について述べている。信用機関はそれゆえ顧客に預金保護についての認知を促すことは求められるが、それを広告宣伝の目的で使うことは禁じられている。

・預金者保護原則は証券保有者の付保まで拡大

1994年指令の主要条項は、1997年3月3日の投資家保護に関する指令97/9/EECにも含まれている。指令は、EU内における顧客のための補償制度に対して、投資家保有の金融商品で認可された機関が保護預かりをしているものについても保護を与えるこ

とを求めている。最低限の保護金額は投資家ひとりあたり2万ユーロである。

③)1999年6月25日付け法により統一性、一貫性のある預金保証制度を創設

1994年の銀行法の改正と1995年7月21日の銀行規制委員会(The Banking Regulations Committee: CRB)規定95-01の下、預金保証制度に関する1994年指令はフランス法に組み入れられることとなった。法により最低保証金額は2万ECU/エキュ(14万フラン)とされ、いくつかの預金保証制度もしくは銀行業組合や中央組織により運営されているネットワークにより提供されている預金保証制度で同等と認められるものに対し正式な承認が与えられた。そして同時にそれらの制度を、より指令の考え方に沿ったものとし、かつ更にわかりやすく効率的なものとするために見直し及び整理が必要であることが明らかになった。

・1999年6月25日付け法

(貯金、金融証券に関する)1999年6月25日付け法は、フランスの銀行システムを運営していく上での重要な条項を含んでいる。

この法の目的は、事前に保険料を徴収することにより普遍的な保護基金を創設し、それが銀行破綻の際の潤沢な資金供給源となること、またそれが同時に透明性と効率性を持って運営されていくことに寄与することにある。

銀行システムの安定性を高めることが、その目標として明確に述べられてはいるも

この、フランスに導入された制度は、他の多くの国に存在する正式な保証制度のように、他の方策が必要としているようなシステム的な危機に対処するものではなかった。

この法の下では、銀行及び金融規制委員会 (Banking and Financial Regulations Committee: CRBF) が、制度の運営方法についての責任機関とされている。これらは CRBF 規制 1999 年 7 月 9 日の 99-05、99-06、99-07、99-08 と 2000 年 9 月 6 日の 2000-07 に規定されている。CRBF により承認されている預金保証基金の手続きに関する内規は、基金が内部でどのように運用されるべきかについて規定している。

・証券（投資家保護）と保証（保証人保護）に拡大された保護範囲

預金者保護以外にも法は他のふたつの保証機能を提供しており、それは預金保証基金と同様に管理されている。

前者は、投資サービスの提供者が証券の払戻しについて不能となる恐れがある場合を想定して、1997 年の投資家保護に関する指令がフランス法へ適用されたものであり（上記参照）顧客が投資サービスを受けるため、保護預りとしている金融商品の払戻しを保証することを目的としている。この制度は認可を受けている投資サービスを提供する信用機関及び会社を対象として作られたものである。

信用機関として認可を受けることが自動的に基金への加入となる預金保証の規則とは異なり、金融市場委員会 (Financial

Markets Council: CMF) によって承認された金融会社のみが、第三者のために有価証券を保有し、証券保証制度に加盟することが求められる。従って、加盟の資格としては、以下のような条件が必要である。

- フランス国内で認可を受けた信用機関で、第三者のために金融商品の管理受託者として業務を行うもの（ここでは、証券保証は預金保証制度に準じた形で運営される）
- フランスで認可を受けた投資会社
- CMF により承認された仲介業者
- クリアリングハウス（決済清算機関）の会員

また 1999 年に改正された 1996 年の金融活動近代化法（モナコは適用外）では、公国を基盤とする信用機関で保有されている証券はフランス証券保証制度では保護されないこととされている。

後者の機能はフランスに特有のものである。この制度はフランスで承認されている規則、法律上、保証を提供する信用機関自体を付保するものである。この制度の目的は、保証を提供している機関が破綻した場合にある一定以上の補償を提供することにある。

「欧州経済地域合意 (Agreement on the European Economic Area)」に参加していない国に登録している信用機関の支店の場合は、保証の提供業務についてフランスで認可を受けることを要件に制度に加盟することができる。

対照的に、フランスの本国、コルシカもしくは他の海外領土で設立された信用機関

のフランス以外の欧州経済地域合意に参加している国の支店については、基本的に保証保護制度の対象となっていない。しかしながら、コミュニティ法の設立、特に差別撤回方針により、それらの信用機関が保証を提供することを承認されているのなら、制度に加盟するという選択肢を持たせることも検討されている。

2. フランス預金保証制度の特徴

(1) 全ての機関類型に適用される制度について

・メンバーシップは全ての信用機関に対して強制である

銀行法起草の精神に則り、フランスの全ての種類の信用機関（商業銀行、相互もしくは協同銀行、地方自治体営の信用銀行、金融会社、及び特殊金融機関）は預金保証制度に加盟しなければならないこととなっている。この制度は、概して銀行システムの安定維持を優先し、信用機関としての地位を責任のあるかつ信頼おけるものとして高めていくことを目的とするものである。認可と制度の会員権（認可が取り消されると会員権についても取り消しとなる）の自動的な関係により、他の国では複雑なものとなっている会員権の扱いが、フランスではより簡単なものとなっている。制度への加入は強制であることから、全ての信用機関は預金保証基金に保険料、分担金を払うこととされているが、預金の受入れを行っていないところは、固定料率による最小限の負担金を負担するのみとなっている。

外国支店への適用について

フランス預金保証制度は、外国銀行のフランス国内の支店も同様に付保している。ここで問題となる区別は、当該機関の本社が欧州経済地域に関する合意に参加している他国にあるか、それともいわゆる第三国、すなわちその他の外国にあるかという点にある。預金保証制度の加入は、欧州経済地域に基盤を置く機関が、支店をフランス本国、コルシカ、その他の海外領土に設置した場合にのみ強制となる。その他の場合は、制度加入は任意となり、本国で提供されている保証制度との比較の上で考慮されるものとなる。第三国に本社がある金融機関については、加入は強制となる。

また会員の負担金を計算するにあたっての特別規定がある。本国の制度がフランスの規定下で提供されているのと同様で、フランスの顧客保護について合意がなされている場合、その金融機関は負担金の支払いを免除される。さらにフランスと少なくとも同程度の厳格さで本国の規制によって管理されていることをもって、フランスの規則からコンプライアンス（法令準拠）の面でも免除措置を認められている金融機関は、同時に本国の監督承認に従うことで、法令準拠を実行していると見なすことも認められている。同様の規則は欧州の金融機関に対してはなお一層適用される。

・銀行自身によって運営されている制度

三つの法的制度（銀行預金保護、金融商品（投資家）保護、関連する預金と銀行保証に対する保護）は単一の組織、預金保証

基金 (fonds de garantie des depots) に
より運営されており、その目的は、預金、
他の支払われるべき資金、もしくは金融商
品が利用不能となる、もしくは会員金融機
関の顧客に保護を提供することができなく
なった等の場合に顧客に補償を提供するこ
とにある。

基金は、特別規定により監督され、公法
上の権限を与えられた民間法上の法人を意
味する。基金は会社組織でもなく、非営利
団体でもない。その決定に対する訴えは、
行政裁判所により扱われ、その以外の訴え
についてはその他の裁判所によって扱われ
る。経済金融産業省には会計年度毎に承認
を受けたそれぞれの勘定についての報告書
が送られ、それは総合金融検査団 (The
General Finance Inspectorate) により監
督されることとなっている。

預金保証基金には、基金の運営を監視す
る責任を付与された監督委員会と日々の経
営についての責任を負う運営委員会がある。
監督委員会は 14 人のメンバーで構成され、
メンバーは全て銀行業界より参加している。
構成としては、

- 4 つの主要負担金負担先の代表である 4
人の職権を有するメンバー
- 中央機関の組織を代表する 2 人の職権を
有しないメンバー
- その他のカテゴリーの信用機関を代表す
る 6 人のメンバー、職権を有するメンバ
ーではなく、また投資会社の 2 名の代表
者を必ず含むものとする

メンバーは民間の個人で銀行法 (金融通
貨法 L.511-13 条) の意味するところのひと
つないしそれ以上のメンバー機関の経営者

である。彼らは加盟証明書 (certificates
of association) の合計とその前年に支払
った負担金の総額を基礎として 4 年の任期
で任命もしくは選任される。職権を有する
メンバーは銀行委員会 (Commission
Bancaire) により任命され、それ以外のメ
ンバーは支払い負担金に基づいた「投票」
制度によって選任される。

監督委員会は 1966 年 7 月 24 日付けの事
業会社に関する法、第 128 項に定義されて
いるような責務を果たすこととなっている
が、同時に株式会社 (Joint-stock company)
の株主総会で付与されるような通常の権限
も行使する。従って、監督委員会は運営委
員会からの提案に基づいて、基金の責務と
運営に関わる全ての重要事項、例えば財政
困難、損害に対する行動、財政困難の際の
資産の購入や売却、内規、予算、基金運用
の監督、監査役の任命、勘定の承認、運営
委員会メンバーの任命と解任等について決
定する。経済金融産業省、フランス銀行総
裁、銀行委員会議長、CMF 議長は監督委員
会 (そして運営委員会) の諮問を受けるこ
とができる。決定は各メンバーの金融面
での貢献度と代表としてメンバーを任命した
機関の支払い負担金の合計に応じて表わさ
れる単純多数決で行われる。賛成反対が同
数の場合は、議長が議決権を有する。

運営委員会は監督委員会から任命された
3 名のメンバーによって構成されている。
監督委員会の場合と異なり、運営委員会の
メンバーは会員機関の職務と兼務ができな
いことになっている。基金の日々の運営を
責務とする運営委員会は、加盟証明書、見

返り担保付 (Collateral) 預金に対して支払う金利や年間勘定の作成、基金によって取られる予防的行動の適用についての条件等について決定する。また運営委員会は、破綻した金融機関の経営者に対し、損害賠償を起すこともある。運営委員会の議長は、財務相によって承認され、いくつかの権利を有している。

- 1) 金融機関及び投資会社委員会 (Credit Institutions and Investment Firms Committee: CECEI) のメンバーとなること
- 2) 破綻に陥りそうな金融機関についての協議を銀行委員会と行うことができ、その発議はどちらの側から行えること
- 3) 基金に関する CRBF 規定の改定の際には、意見を求められることと、第三者またどのような法的規則においても基金を代表すること

Q) リスクの評価、考慮を行う様々な方法

・介入実施の際には事前賦課方式により積上げられた基金が大きな安定性、安全性を提供している

問題が発生した後に保険料徴収を行っていた (事後賦課方式) 旧来のフランス銀行協会の制度と異なる点は、基金が事前賦課方式によって財源を確保しているということである。これは米国やカナダで運営されている制度の特徴と同様のものである。

このやり方の有利な点は、預金者に対して速やかに補償を行うという実務上重要なことを可能とすることである。このような

観点から、基金の資金が事前に積上げられることにより、制度の効率性や信頼性が増すことになる。また漸進的な資金の積上げは、負担金支払いの負担をある一定期間に渡って分散する効果があり、金融機関にとっても経営計画策定の際に負担金負担を予め組み入れることが可能となる。対照的に事後賦課方式の場合、負担金徴収によってかかる負荷の大部分は、負担金徴収を行うことの原因となった状況、つまり金融環境の悪化により、業界が困難な局面に瀕している時期に課せられることとなり、預金保険者はそのメンバーに対して負担金徴収を依頼するのにあたり比較的弱い立場に置かれることになる。それ以外の事前賦課方式の有利な点は、負担金負担がそれまでのシェアに対して事前に配分されることから、将来破綻する金融機関も含めて、全ての金融機関に対して負担金負担を課することになっている点である。事後賦課方式の場合は、破綻した金融機関が、唯一負担金負担から免れる金融機関になるということになってしまう。

フランスの預金保証基金には、2種類の負担金がある、すなわち、加盟証明書と年間保険料である。

基金に参加する時、全ての金融機関は、基金の会員であることの証明書であり、同時に非譲渡性登録証券の形をとる加盟証明書に署名することとなる。加盟証明書は、他の財源が全てなくなってしまう場合、損失が賦課される最後の財源となるものである。これは、吸収合併の際に受入れ機関が、破綻機関の加盟証明書をそのまま受入れられる場合を除き、認可取り消しの際には払

い戻されることとなっている。加盟証明書は、その機関の参加がなされた暦年に発行された 10 年国債の平均金利を上回る金利水準の利息が付与される。また加盟証明書の合計金額は 5 億ユーロに設定されている。

年間保険料は、基金の「通常」の財源となるものである。各メンバーは原則として、半年分を同額、2 回に分けて支払うこととなっている。その半額は、基金への支払いとしなければならないが、残りの半額はメンバーの裁量により、保証義務 (guarantee commitment) に代えることができる。これは 5 年間有効で、その後の 5 年の間、基金の要請の際には、速やかに未払い分の保険料支払いを約束するという体裁をとっている。これは同時にメンバーに未払い保険料分と同額の保証預金を基金に置くことを求めている。この預金は 5 年間凍結され、加盟証明書に適用されているのと同じだけの利息を生むものになっている。5 年後には、金融機関は凍結されていた資金のうち、損失が発生したことにより、その穴埋めに充当された部分を除いた金額への自由なアクセスが可能となる。この保険料の総額は 9.5 億ユーロに設定されている。

新規加入のメンバーは、すでに基金が存在していることから受ける恩恵分を反映させるため補完保険料の支払いを求められる。これはすでに支払われた保険料の観点から、保険料の 10%相当を今後 5 年間、10 回の半年分支払いで埋め合わせするという考えによる。

投資家保護のための負担金の総額は、7

千万ユーロに設定されており、それに加盟証明書の 1 千万ユーロが加わる。投資家保証制度は年間保険料の形で 2 千 7 百万ユーロを保有している。

メンバーの資金は、主に債券もしくは、パリ市場で活発に発行を行っている高格付け発行者による債券型商品によって主に構成されている UCITS 株に投資される。

・基金への負担金は、メンバーのリスクエクスポージャの観点から調整される

負担金の計算方法は、加盟証明書の場合も年間保険料の場合も同じである。それは預金とその他の払い戻されるべき資金の額によって決まり、金融機関の状況をグロス指標 (gross indicator) と総合的リスク指標 (synthetic risk indicator) の 2 点において考慮に入れる。各メンバーのグロス指標は、預金額と、預金総額を上限とした貸出総額の 3 分の 1 を算入することとなっている。貸出が計算に含まれているのは、それが銀行業務のリスクの主要な源であるとの見地によるものである。またこの計算方法は、プラスマイナス 25% の範囲のベースで調整されている 4 つのリスク指標を採用することによって、綿密さを付与されている。

4 つのリスク指標は、支払い能力 (もしくは資本適正度)、リスク分散度、業務収益性、マチュリティとの不整合 (mismatching) 行動に関係している。これらの 4 つの基準は、個別行の負担金配分の計算についての責任機関である銀行委員会の事務総長に提出される会計データ及び自由裁量データ

(prudential data) を基にして計算される。

投資家保護の場合、負担金配分の計算の基礎は、顧客保有の金融商品（相対金融派生商品／デリバティブを除く）とそれに関係する預金によって決まる。資本の余裕度とメンバーの業務収益性を考慮に入れてウェイト付けが行われる。保証提供業務に対する保護の場合の計算根拠は、機関の支払能力を反映した要因によりウェイト付けされたメンバーのオフバランスシートのデータに基づいて行われる。

この方法は、他のほとんどの高度な預金保証制度で採用されているもので、「保険」の基本的考え方に則って運営されているものである。従って負担金配分は各メンバーのリスクに比例したものとなっている。具体的な意味では、このリスクは1番目には破綻の際に払い戻される預金の総額と、2番目には、善良（管理）義務（prudential nature）を基とした情報により評価される実際の破綻発生リスクによって表わされる。このやり方は、最も高いリスクを持つ金融機関にはより多くの、リスクの低い金融機関には軽い負荷を課することにより、モラルハザードが発生する可能性を低めることに寄与している。このような理由からまた、メンバー間の規律を守り、危機を防ぐという付加的な要因ともなっている。ただしこのやり方は実行面では困難な点も存在する。まず実行にあたっては、内部監査規則、外部監査と監督当局等により支持されている厳格な会計及び善良管理義務の枠組みが必要となる。それはまた、各メンバーのリスク特性の変化を反映するための高度な情報、計算システムも必要となる。この点は、他

の国が預金額のみを基礎とした固定料率制度を採用しているのに対して、先進国の部類に入る一部の数力国のみでしかこの制度を採用されていない理由とも言える。

預金保証制度がリスク回避のために設立されたということは、同時に銀行委員会が果たす役割が重要であることを意味している。銀行委員会は銀行破綻に関する全ての事柄に関与し、従ってその分野では、唯一最大の経験を有する機関ということができる。特に銀行委員会は、預金保証制度を確立していく上での前提条件である信用機関の破綻確率の評価等を行うことになっている。預金保証制度の会員資格は銀行の認可の条件であり、銀行委員会が認可について法令準拠がなされているかを監視していることが会員資格適性の確認の要件となる。最後に、実務レベルでは、リスクに準拠した負担金を計算するために必要とされる会計データと自由裁量データは、そのデータの正確さについての法的管理者であり、技術的な専門家として位置付けられている銀行委員会に送られる。負担金配分を計算するために求められる情報の提出が遅れたり、または不正確であったりした場合には、銀行委員会は罰則を与える権限を付されている。

③) フランス預金保証制度に採用されている独自の方法

預金保証制度に期待されている従来からの銀行業界の問題を取り扱うという役割に加え、フランスの制度のひとつの斬新な特徴は危機を回避するための法律的な責任が

与えられているという点にある。

・ 予防的行動

銀行委員会は、信用機関の状況が、最終的に預金の払い戻しができなくなる恐れが高くなった場合、預金保証基金に対して回避のための介入の実行を要請する権限を有している。しかしながら、介入するか否かは、運営委員会からの報告に基づいて基金の監督委員会によって決定される。そして介入することが決定された場合、監督委員会は銀行委員会の諮問に従い、その条件について決定することとなる。

基金は、株主自身の信用機関を支えようとする努力や、メンバー機関の支払い能力を保証するための中央組織の行動を支援する。しかしながら、基金が、金融機関の一部もしくは全部の売却、業務の終了、特にその業務資産の売却等に関わっている場合には、支援を条件付きのものとする事ができる。また基金は問題の金融機関の株式を購入することもある。それに加え、それが費やした資金の全てまたは一部の払い戻しを受けるため、実質経営者に対して、行い得る様々な方策を取ることもできる。

この予防的な措置についての合意は、欧州指令に明確に規定されているわけではないが、米国やカナダで広範囲な権限を有している預金保証制度の実務上の特徴と類似している。ここでの目的は、破綻を未然に防ぎ、損失後の顧客に対する補償の手続きを安価でしかも速やかにこなせるよう整然と業務を終了させること、また早い機会に取るべき行動を可能とするための最低限の

費用の問題を扱うことである。またそれは監督当局と基金との双方の合意によるものである。

・ 治療的行動

従前からの機能に加え、信用機関が市中から調達した債務資金の払い戻しを速やかに、少なくとも早い時期に払い戻すことができないと銀行委員会が判断した場合、銀行委員会はその資金について「治療的行動」に出ることになる。これは顧客のために保有されている金融商品が利用不能になった場合、もしくは金融機関が保証を受けるのに足る基準を満たさなくなった場合に発動される。そのような行動が取られることは運営委員会により出版される告知刊行物により知らしめられる。

基金がこのようなかたちで介入を実施した場合には、問題金融機関は認可金融機関のリストから除外され、その法人格は剥奪される。

(4) 預金者が確実かつ適正に保護されるための付保範囲と払い戻しに関する規則

・ 預金の広義の定義

預金とその他の払い戻されるべき資金は、口座に入れられた資金、もしくは信用機関が法律的、契約的条件下において払い戻すこととなっている通常の銀行取引により発生した一時的な状況に由来する信用残高と定義されている。

しかしながら、いくつかの例外が適用さ

れている。まず、いわゆる小規模預金者にとってアクセスすることができない、もしくはそのような預金者に対してアクセスへの配慮がなされていないような情報について、その入手が可能な預金者は保証を受ける資格を付与されない。これは、金融セクターで業務を行っている信用機関、投資会社、保険会社、UCITS、退職年金基金または金融サービスを提供している組織等の会社に適用される。

問題銀行と特別な関係にある民間の個人、もしくは会社組織は、その関係により特別な情報へのアクセスを持っていることになり、保証対象から同様に除外される。これは機関の責任者、経営者、外部監査役もしくはそれ以外でも同様の立場にある同じグループの他の会社の預金者についても同様の措置が取られる。

第二には、マネーロンダリング、また当該金融機関の財務状況を悪化させる要因になり得るような過剰な金利が付利された問題預金等に関係する取引の性質に問題がある預金は除外されることとなる。

また、その預金自体の性質により除外対象となる預金もある。つまり国や中央政府名義の預金、CRB の規則 90-02 に定義されるところの金融機関自身の預金、譲渡性債務証券、欧州経済地域合意に参加している以外の国の通貨建預金等である。

保証の上限は、欧州の最低限度である 2 万ユーロをかなり上回る以前の制度下の上限額であった 40 万フランよりさらに高い、預金者ひとりあたり 7 万ユーロとされてい

る（46 万フラン）。この上限額はひとつの信用機関における預金者の預金総額に適用され、それは該当する預金者が何人いようが、欧州経済地域内であればこの預金者であるかも関係なく保護されることとなっている。こういった観点から、フランスは欧州内で最も強力な保証を提供している国のうちのひとつであるということが出来る。投資家保護に関する補償上限も同様に 7 万ユーロに設定されており、金融商品及び証券売却代金としての預金に対して適用される。

破綻金融機関に関する補償及び銀行保証委託を再開させるためのコストは、当該機関が堪えうるだけのものの 90%を上限と定めている。また保証の範囲外の部分についても、払戻し額が 3 千ユーロは下回らないものとする。

・迅速な預金払戻しのための補償の手続き

預金保証制度が介入実施を求められた場合、補償を受けるのに適格である全ての預金者に対し、制度は正式な通知書を送付し、彼らの預け入れ資金が利用不能となったこと、そして基金が補償を引き受ける預金額について知らせることとなっている。

顧客は、その通知を受けた日から 15 日以内に意見表明もしくは反対の意の表明することとなっている。それがなされなかった場合、その顧客は、通知された払戻しスケジュール及び預金の払戻し金額について同意したものと見なされる。その通知書は、預金保証制度の保証対象とならなかった債務者による訴訟代表者もしくは清算人に情報を提供する目的のため、破綻した信用機

関に対して法的協同行為を取る場合の手続きの詳細についても記載されている。

払戻し期間は非常に短く設定されており、銀行委員会が破綻金融機関の業務終了のための請求を行った日から 2 ヶ月以内に基金は業務を終了しなければならない。ただしその規定にかかわらず、状況が許せば更に 2 ヶ月を延長し、更に必要であれば 2 ヶ月間を 2 期間（都合 4 ヶ月間）までの延長することが可能である。また預金者はその期間内に訴訟を提出することができなかったことを証明できれば、引き続き補償を受ける権利を継続的に有することになる。

預金者のために預金保証基金が担っている役割の当然の帰結、また 1994 年指令の規則に順じることとして、基金は受益者に代わって基金が支払った預金と同額の払戻しを受ける訴訟を起こす。従って、主要な債権者として、自身を監査役とし、法廷においては銀行を代表し、法的協同措置の一部の役割を担うこととなる。

結論

1999 年に導入された昨今の預金保証制度は、ここ何年かではほとんど銀行破綻がなかったことから、その力を行使したことがない。ただ基金は預金保護のため一度だけ介入を行ったが、その際に適用された選択肢の有効性については、現地検査の機会を得ることとなった。その個人向け住宅融資に事業を拡大した機関の破綻は、大部分で法律に正式に述べてある通りのフランス預金保証の方法が適用された。一方現在まで

のところ基金は投資家保護の観点からの介入を行ったことはない。

フランスの制度が欧州指令に準じている一方で、制度は同時に銀行業に最大限の安全と預金者の利益を最大化するという目的を達成するための特徴を有している。機能している法的仕組みは広範囲に及ぶとともに確固たるものである。

さらに非公式ではあるが明白であることは、制度が、監督当局と銀行コミュニティ間に存在する協調関係及び基金自体の透明性に依存しているということである。これは、破綻を扱う際に必要となる柔軟性と実用性を制度に与えることとなっている。

預金者保護に関係する経済、法律の進歩は、CRBF 規則もしくは内部手続きについての預金保証基金規則に変更を加えることで速やかに反映されることになっている。このような進歩は、提供するサービスの自由化、インターネットバンキング、また同様に銀行、金融分野についての欧州内での協調の進展等が含まれ、預金保証制度を適応させる必要がある。

イタリアの預金保護制度

1.制度の目的等

イタリアの預金保護制度は、相互銀行を除く全ての銀行をメンバーとする「銀行間預金保護基金(Interbank Deposit Protection Fund)」と、相互銀行をメンバーとする「相互銀行預金保護基金(Mutual Banks Depositor Protection Fund)」の二つから成り立っている。イタリアには全部で約 800 強の銀行があるが、このうち相互銀行は約 500 で、数でみるとシェアは 6 割を超えているが、預金残高シェアでみると 1 割未満である。

銀行間預金保護基金(以下「基金」という。)は、1987 年に民間銀行が任意に設立した私的な団体であり、その目的は一言でいうと基金に加盟する銀行の預金を保証するということになるが、その目的のためには破綻銀行の預金者への単なる補償支払いは勿論のこと、資産負債の承継や、さらに問題銀行に対する信用供与、保証の提供、株式等の取得が可能であるなど、その活動範囲は広範なものとなっている。

これは、基金が民間銀行によって任意に設立された団体とはいえ、銀行監督当局たるイタリア中央銀行がその活動に深く関与しており、中央銀行の様々な承認行為の下に基金が運営され、会員たる銀行の経営等に介入することが可能となっていることによる。例えば、基金の運営ルールを規定した規則(Statutes) や細則(By-laws) を変更する際には、イタリア中央銀行の承認がなければならないし、破綻銀行や問題銀行に対して様々な措置を講ずる際には中央銀

行の承認が要件とされ、その処理の過程においてはさらに具体的な指示が中央銀行から出されることになる。

また、基金は、会員たる銀行が規則違反等を行いこれに対して制裁措置をとった場合、中央銀行に届け出なければならないが、そのうち最も重い制裁措置である除名処分を行なうときは中央銀行の事前の承認がなければ実施できない。こうした中央銀行との協同関係は、日常業務にも反映されており、例えば基金は会員銀行のリスク評価を日頃から行なっているが、そのために必要なデータは中央銀行から供給されている。

2.制度の加盟銀行等

基金は強制加盟制度を採用しており、前述したように相互銀行を除いて全ての銀行が基金に加入している。また、イタリアに支店を有する EU 諸国の銀行については、母国の預金保護制度を補完するという目的で任意に加盟することができるが、EU 諸国以外から進出している外国銀行の支店については、母国にイタリアと同等の預金保護制度が確立されており、これに加入していない限り、基金への加盟を義務付けられる。

3.預金者

基金が保護対象としている預金者は、基金に加盟している銀行に預金を保有するもの全てとなっており、イタリアの銀行の預金者は勿論のこと、外国銀行支店の預金者

であっても当該支店が基金に加盟している限りその母国がEU諸国であるか非EU諸国であるかを問わずすべて保護対象となる。

また、イタリアの銀行が外国に進出して現地で支店を営業している場合にも、その支店がEU諸国に設置されていればその預金者は基金の保護対象となるほか、EU域外に設置された支店の預金者であっても、支店所在国の預金保護制度でカバーされていないか、あるいはそもそもその国に預金保護制度がない場合には、基金の保護対象となる。

4.保護対象の預金

保護対象の預金は、預金その他の形式で銀行が調達し返還義務を負っている全ての「支払資金(repayable funds)」が含まれるほか、銀行小切手(Bankers Drafts) やこれに相当する支払手段(instruments) もその対象となっている。また、これらはユーロ建てである必要はなく、外貨建てであっても保護される。

ただし、持参人払い式の預金や引受手形、約束手形等から生じた債務は除外されるほか、銀行の自己資本としてカウントされている資金、一定の犯罪に起因する預金、中央及び地方政府並びにその他公的団体からの預金、保険会社や特定の金融会社その他同じ銀行グループに属している会社からの預金、銀行の経営陣の預金、当該銀行株式の5%以上を保有する株主からの預金、特別に有利な条件で受入れられた預金等も、基金の保護対象から除外されている。

5.付保範囲の限度

基金は、加盟銀行が強制管理清算に置かれた場合等において、預金者に対して預金の補償支払いを行なうときは、一預金者あたり最大103,291.38ユーロまで支払いが可能となっている。

ただし、EU諸国から進出してきている銀行のイタリア国内における支店の預金者に対して補償支払いを行なう場合には、上記の保護限度額の範囲内で、母国の預金保護制度でカバーされる部分を越える額について支払いを行なう。

6.補償請求権の発生

預金者への補償支払いは、まず2万ユーロまでの部分については、強制管理清算の命令が発せられた日から原則として3ヶ月以内に行なわれなければならない。ただし、イタリア中央銀行が金融情勢等を勘案して特殊な事情があると判断すれば、この期限を最大9ヶ月まで延長することができる。

2万ユーロを超える部分の補償支払いについては、基金が決定する手続やスケジュールにもよるが、清算手続の過程で分配される金額を含めて保護上限額である103,291.38ユーロまで預金者に対して補償支払いが行なわれる。なお、補償支払いが行なわれるまでの間に付利はなされない。

7.各銀行の保険料計算

基金に対して各銀行が支払う保険料は、具体的に銀行破綻が発生して損失額が確定してからそれを埋め合わせるために各銀行

に割り当てられる仕組みとなっており、それらは「負担金(Contribution)」と呼ばれている。ただし、破綻発生前であっても、各銀行は、前年6月末の預金残高に、0.4%から0.8%までの間で基金が定める率を乗じて得られる額に相当する額を、いつでも基金のために拠出できるように積み立てておかなければならないとされている。

各銀行の負担金は、破綻処理費用総額が確定してから個別に割り当てられて初めて決まるが、その割当率の計算の出発点はそれぞれ銀行の預金残高である。このため、預金残高は「負担金ベース(Contribution Base)」と呼ばれ、まずこの負担金ベースを全行にわたって合計し、その合計額で各銀行の負担金ベースを除いて得られる、各銀行の負担金ベース・シェア(「比例的割当率(Proportional Quota)」と呼ばれる。)が求められる。

この比例的割当率について、最高の比例的割当率を得た銀行、すなわち預金残高ベースで最大規模の銀行に対しては、その比例割当率を7.5%減少させる処理を行う一方、最低の比例的割当率を得た銀行、すなわち預金残高ベースで最小規模の銀行に対してはその比例的割当率を7.5%増加させるという処理が行なわれる。この処理は、「逆累進的メカニズム(Regressive Mechanism)」と呼ばれ、言わば Too Big To Fail の考え方に基づく大銀行への負担金軽減措置である。

なお、最高割当率と最低割当率の間の割当率を得た銀行の増減処理については、この逆累進的メカニズムが預金規模上位行からの減少分を常に預金規模下位行からの増加分で埋め合わせて均衡させるという考え方に基づいているので、上位規模の中で下

位に位置する銀行あたりで、増減処理なしとなる取扱いがなされるのではないかと思われる。

そして、その均衡点に位置する銀行よりも上位の銀行が0.0%から7.5%の範囲内で比例的に負担減の恩恵を受ける一方、その均衡点に位置する銀行よりも下位の銀行が0%から7.5%の範囲内で比例的に負担増を負わせられることになる。全銀行に対して、このような $\pm 7.5\%$ の範囲内の増減処理が行われた結果得られる各銀行のシェアは「逆累進的割当率(Regressive Quota)」と呼ばれている。

この逆累進的割当率は、各銀行の経営の健全性指標に基づいて更なる増減処理が施されるが、その際には以下の5つのリスク指標が用いられる。すなわち「対自己資本・貸倒損失率」、「規制自己資本充足率」、「資産負債満期構成に係る監督指標の達成度」、「経費率」、「対粗利益・貸倒損失率」の指標毎に、各銀行にそれぞれ0点(最善)から4点(最悪)の係数が付され、これらの5つの係数を銀行毎に合計することによって、全ての銀行が0点(最善)から20点(最悪)の係数を得る。

このうち、1点と2点の係数を得た銀行については、更なる増減処理は行われませんが、3点以上の銀行については、点数と同数のパーセンテージ分、すなわち3点なら3%分、4点なら4%分、そして20点なら20%分の更なる負担増処理が行われることとなっている。そして0点の係数を得た銀行については、3点以上の銀行の負担増合計分が分配される形で負担減の恩恵を受けることになっている。すなわち、経営内容の悪い銀行に課された負担増分を経営内容

の良い銀行間で分配してその負担を軽くするという仕組みである。

以上の増減処理の結果導き出される最終的な各銀行のシェアは、「リスク調整後逆累進的割当率(Corrected Regressive Quota)」、

あるいは簡単に「負担金割当率(Contribution Quota)」と呼ばれ、この率がまさに破綻銀行の処理費用総額に乘じられて、各銀行に割り当てられる個別具体的な負担金額が算出される。

(参考3) 「イタリア銀行間預金保護基金制定法」(抄訳)⁸

イタリア中央銀行は、a)1994年5月30日付指令94/19/EC、b)1996年2月6日付法律 n.52 第23条、c)1996年12月4日の法令 n.659に基づき、銀行間預金保護基金を1996年12月10日、正式に承認した。

法令

第1条：法的性格と目的

1. 銀行間預金保護基金（基金）は、民間銀行による連合体で、会員銀行の預金者に対するを目的に設立されたものである。この目的を遂行する上での財源は各会員銀行により拠出される。
2. 基金の本部はローマ、Via del Plebiscito, 102に置く。
3. 基金は2050年12月31日まで存在するものとする。期日が到来する時には、総会でその期限を延長、もしくは基金を解散、清算すること決議し、1名もしくは複数名の清算人を指名するものとする。
4. 基金の活動及び組織は、現行規則、附則、さらにイタリア中央銀行の承認の下、委員会によって提案され、総会で採択された細則によって管理される。
5. 規則及び細則に規定されていない事項については、民法Book V, Title X, Chapter IIの規定による。

第2条：基金の会員権

1. 相互銀行（banche di credito cooperativo）を除く全てのイタリアの銀行は基金の会員とならなければならない。
2. 会員権は、本国の預金保護制度を補完する目的で、欧州連合（EU）諸国の銀行のイタリア支店を保有するものに対しても付与される。
3. EU以外の国の銀行でイタリアにて業務認可を得ている銀行は、施行されている法令との整合性の観点から外国の同等の預金保護制度の会員でない限り、基金の会員となることとする。
4. 会員権の手続きについては、細則によって管理される。

第3条：付保対象

1. 基金は、イタリア銀行会員連合体の預金者、EU諸国の外国銀行支店の預金者、EUと非EU共同体メンバー

⁸ "Interbank Deposit Protection Fund: Statutes and By-laws (February, 2004)" (銀行間預金保護基金)の英訳版をベースに抄訳。

のイタリア国内支店の預金者に対して、これらの規則に規定されている限度額まで保証するものとする。

2. また基金は、EU以外の海外の国で支店を運営しているイタリアの会員銀行の預金者についても、その国の保証制度がその支店について保護していない場合、もしくは制度自体が無い場合等についても付保することができる。いずれの場合でも基金から提供される保証は、預金保険制度が存在する国の保護の水準に則したものとし、これらの法令によって設定されている限度額を超えないものとする。

第4条：調停

1. 基金は、以下のような場合に調停を行う。
 - a) イタリアで業務認可を受けていた会員銀行が強制管理清算措置下に置かれる場合、もしくはEU諸国の銀行として本国の預金保護制度が調停を実施している場合
 - b) イタリアで業務認可を受けている会員銀行が特殊管理下に入った場合
2. 基金は会員の利益のために調停を実施する。
3. 基金による調停はイタリア中央銀行の承認の下に行われる。

第5条：会員権の剥奪

基金の会員権は、以下のような形で剥奪される。

- a) 除名
- b) 脱退

第6条：基金からの除名処分

1. 基金は、以下の要件について極めて深刻な規定義務違反があった場合、会員の除名手続を開始することができる。
 - a) 規則の付録で言及されているような財務指標の状態に関するもの
 - b) 調停と業務運営費用にかかる分担金に関して、法令の第9条で規定されている制裁措置が適用されているにもかかわらず、法令準拠が行われていない状態が3ヶ月以上続いている場合
 - c) データの報告について、法令の第9条で規定されている制裁措置にもかかわらず、法令準拠が行われていない状態が6ヶ月以上続いている場合
2. 基金はイタリア中央銀行との合意において、会員の違反行為について追及し、法令によって定められている義務遵守に1年の猶予期限を設け、除名の手続を開始する。
3. パラグラフ2で規定されている通り1年の期限内に法令準拠を回復した会員については、基金は当該会員に除名手続の取り消しを通知する。
4. パラグラフ2で規定されている通り1年の期限内に法令準拠を回復しなかった会員に対しては、イタリア中央銀行の事前承認により、基金は会員権剥奪の通告、除名の決定について1年を超えない範囲で1回もしくは複数回期限延長を行うことができる。
5. この項で規定されている措置は、当該会員が通知を受け取った日付から有効なものとなる。

6. 除名処分の手続中は、会員の基金に対する全ての義務は有効である。基金は除名が有効となるまでは、その会員に預けられた預金について、その全額を保護しなければならない。
7. EU国の銀行の支店の除名手続の場合は、指令9419/ECのパラグラフ4第4項の規定に沿った形式で実行しなければならない。

第7条：特別管理下の会員

1. 特別管理下にある会員に対しての除名処分の開始及び継続は行われぬ。
2. 以前特別管理下にあった会員で、通常の状態に戻っており、第6項パラグラフ1(a)に規定されている3つの状態のいずれかに当てはまるという場合には、当該会員は、第6項パラグラフ4の規定の一部適用除外により、最大3年の期間延長を受けることができる。
3. 特別管理下にある会員は、投票権は有しないが、総会に参加することができる。
4. 会員が特別管理下に置かれた日以降、当該会員の代表者は、基金の委員会、執行委員会、監査委員会の全ての職を辞する。
5. 特別管理下に置かれている会員は、調停にかかる積立金拠出は受けられず、また調停実行にあたって会員に課せられる分担金の計算からも除外される。
6. この法令の第28項に準拠した調停を行うため、イタリア中央銀行との合意において、基金は評価を行うために必要な情報提供を各関係省庁に要求することができる。
7. パラグラフ3,4,5に示されている規定は強制管理清算措置が実行される会員に対しても適用される。

第8条：基金からの脱退

1. 会員は、基金が通知を受け取った日から換算して3ヶ月前に通知することによって基金から脱退することができる。当該会員は同時にイタリア中央銀行に脱退することを通知しなければならない。
2. パラグラフ1で規定されている期間が終わるまでは、脱退予定の会員は基金の会員権に付随する全ての義務を果たさなければならない。一方基金は脱退予定の会員が預かっている全ての預金について、脱退が有効となる時まで保証しなければならない。

第9条：制裁措置

1. 基金は以下に定められているような項目についての義務に違反した場合、この項の制裁措置を適用する。
 - a) 法令の付録パート に示されている財務指標の状態
 - b) 分担金とデータの報告
 - c) 基金参加に関する情報開示
2. 基金は義務違反した会員及び持株銀行に対して以下のいずれかの措置を適用する。
 - a) 当該会員が法的義務を遵守するまで、総会での投票権を停止する。
 - b) 当該会員の代表者を、基金の委員会、執行委員会、もしくは監査委員会から除名する。
 - c) パラグラフ1(b)と(c)の違反の場合には、最大10万ユーロまでの罰金を課す。徴収された罰金は基金の業務運営費に充てられる。

3. 基金は適用した制裁措置について、イタリア中央銀行に通知する。

第10条：基金の組織

1. 基金の組織は以下より構成される。

- a) 総会
- b) 委員会
- c) 執行委員会
- d) 議長 / 理事長
- e) 監査委員会
- f) 事務総長

第11～20条：訳出略

第21条：調停所用資金について

1. 基金が調停を行うために必要なメンバーが負担する資金は、委員会の提案により総会によって決定され、前年6月30日時点の全てのメンバーの付保金額合計の0.4%から0.8%の間で設定される。調停の結果、調停準備資金が0.4%を割り込んだ場合、4年の間で0.4%の水準を回復することが義務付けられている。
2. 調停のための資金は、執行委員会によって決定される手続とスケジュールに従って、強制的に事前に基金へ支払われる。

第22条：業務運営費用及び共同体基金

1. 会員は共同体基金に分担金を払うと同時に、基金の求めに応じて基金の業務運営費用を定期的に支払う。
2. 基金は、会計年度の予算案が承認される前でも、業務運営費用の支払いを求めることができ、それは当該年度末に調整される。その結果余剰金が発生した場合は、翌年の業務運営費用に繰り越すか、共同体基金に充当することとする。
3. 共同体基金の分担金は以下の要素を勘案して決定される。
 - a) 会員の加入、脱退、除名の結果の支払いと払戻額
 - b) パラグラフ2のような繰越金もしくは予想外の業務運営費用の赤字額
4. 総会は、会員の分担割合に従って補完的拠出を求めることにより共同体基金の増額を決定することができる。
5. 共同体基金の金額変動については、当該会計年度の間は分担割合に基づき会員間で配分・分担される。
6. 基金から脱退するもしくは除名される会員は、総会で承認された直近のバランスシートに従って、共同体基金の分担割合に応じて払戻しを受けることができる。
7. 基金が存在する限りにおいて、会員は共同体の資産の配分を求めることはできない。共同体が解散する場合においては、全ての債務を支払った後の資産につき、解散時の会計年度の各会員の分担に応じて、払戻しを受けることとなる。

第23～24条：訳出略

第25条：分担金の割り当て

1. 個別会員の調停および業務運営費用に関する分担金は、当初の共同体基金への拠出金と同様に付録に規定されているような基準に従って、参加機関の分担割合を基礎として決定される。
2. 分担金の基礎額は、第27項で定義されている払戻し原資で構成されており、毎年6月30日時点で計算される。
3. 分担金に含まれる支払原資を特定するための基準は、この法令の付録に示されている
4. 分担金によって賄われる業務運営費用は、以下より構成される。
 - a) 総会で毎年決定される全ての会員に同額の最小限金額
 - b) 機関の分担割合に比例し設定される金額

第26条：報告義務

1. 会員は法令で求められている以下のようなデータについて、それがイタリア中央銀行により求められている場合を除き、付録で規定されているような頻度と手続きに従って基金に報告しなければならない。
 - a) 財務指標
 1. 単体ベース
 2. 会員が持株会社の場合は連結ベース
 - b) 分担割合ベース
 - c) イタリア中央銀行の承認の下、執行委員会によって求められる追加データ

第27条：預金者への払戻し

1. 第4項パラグラフ1(a)に規定されているような場合、払戻しの適格対象の請求は、銀行手形やそれと類似する商品と同様に会員によって積み立てられたユーロまたは外国通貨建、預金もしくは他の形態での支払い用資金により対処される。
2. 以下は基金の保護対象とはならない。
 - a) 持参人払い預金及びその他の持参人に支払われる性質の資金
 - b) 引受済み手形、約束手形、証券取引の結果生じた負債及び預金
 - c) 銀行の資本、準備金、またそれ以外の現行法に従って計算される資本にかかる要素
 - d) 刑法の第648項bis及び第648項terに規定されている犯罪の有罪判決に関係する取引から生じた預金
 - e) 政府部門、地方、州、市自治体及び他の地公体の預金
 - f) 銀行自身の名義口座に置かれた預金
 - g) 1993年9月1日の法制385(1993年銀行法)の第59項パラグラフ1(b)で示されている金融会社、保険会社、共同投資事業、及び同じ銀行グループに属している他の会社の預金
 - h) 会員の会社組織、銀行もしくは持株会社の経営責任者の預金

- i) 会員の株式の5%以上を保有する株主の預金
 - j) 館員の個人的な関係から、当該銀行の財務状況を悪化させる一因となるような利率や条件を付与されたものと委託されている清算人が認めた預金者が保有している預金
3. 各々の預金者の最大払戻し金額は、103,291.38ユーロとする。
 4. EU加盟国の銀行のイタリア支店の預金者に対する払戻しの場合、基金はその銀行の本国の預金保護制度によって提供されている部分との差額を預金者に対して支払うこととする。
 5. 1993年9月1日付法令385（1993年銀行法）のセクション 、 題目 に規定されているように、強制管理清算措置される会員銀行に対する基金の保護は、もっぱらパラグラフ2に従って除外されなかった請求に対しても適用される。
 6. 基金は強制管理清算措置下に置かれた会員銀行の預金者請求の払戻しを行った金額を上限に、清算人による資産配分に際して、預金者に優先してそれを配分する権利を有する。
 7. 預金者への払戻しは強制管理清算措置命令の3ヶ月以内に2万ユーロ相当を限度に行われる。イタリア中央銀行は例外的な状況下もしくは特別な場合にのみ、最大9ヶ月まで、この期間を延長することができる。
 8. 支払われるべき残額の支払いは、現行法に基づき委員会が決定する手続とスケジュールによって行われる。このため、基金は清算人によって配分された金額を用いて、預金者に対して、預金者が受け取るべき払戻金がパラグラフ3で示されているものと同額となるまで、清算人より直接配分された額を含めて、預金払戻しを行う。
 9. パラグラフ8で言及されている払戻し金額の合計は、いずれの会計年度におけるものであれ、第21項パラグラフ1に従って総会で決定されている通り、調停するのに使用可能な金額の4分の1を超えないものとする。かかる限度はパラグラフ7に準拠して、有効とされる払戻しに適用されるが、清算人による配分の結果として受け取った金額を用いて行われた払戻しに対しては適用されないものとする。
 10. 預金者が基金から受け取る金額は付利されない。

第28条：資産および負債の譲渡の際の調停

1. 基金は、第27項で言及されている預金者への払戻しの代替として、基金にかかる費用負担がより小さいと考えられる場合、会社や会社の部門、もしくは当該機関の所有物や当該機関に対する請求の合計の資産と負債の譲渡に関する業務に関与することができる。

第29条：支援的調停

1. 基金は特別管理下に置かれた会員に対して、銀行の回復につき適切な見通しがあり、清算する場合との比較で、調停を行うほうが基金の負担する費用負担が小さいと考えられる場合、支援のための調停を行うことがある。
2. 基金による支援的調停は以下のような形態で行われる
 - a) 資金の融通
 - b) 保証
 - c) 株式権利の取得

d)その他

3. 調停が株式権利の取得という形態で行われた場合、基金の保有する権利は、その処分を有効に進めるのに必要な時期まで制限される。

第30条：会員に対する資産と所有物の割当て

1. 調停の結果として得られたもしくは回収された全ての種類の資産と所有物は、調停に際してのそれぞれの負担に応じて、基金の会員に速やかに割り当てられなければならない。
2. 株式権利の取得の際、もしくは経済的に有利であると考えられる場合には、委員会は得られたもしくは回収された資産、所有物を一時的に基金で保有するとの決定をすることがある。

第31条：基金の会員にかかる情報開示

1. 基金は会員リストを一般に公開しなければならない。
2. 会員は顧客に対して基金の会員であること、及び預金保護の限度額と条件について通知しなければならない。
3. パラグラフ2で言及されている情報は、母国語もしくは受入れ会員国の公用語による理解しやすい方法で提供されなければならない。
4. この項の規定は、基金によって預金者保護が提供されている非EU国にあるイタリアの銀行の支店についても適用される。
5. 基金からの脱退、除名の場合、会員はパラグラフ2に従い、イタリア中央銀行により定められている手続に準拠して速やかに顧客にその事実を伝えなければならない。

第32～33条：訳出略

スウェーデンの預金保証制度⁹

1.スウェーデン預金保証制度の概要

スウェーデンにおいては、1995年に制定された預金保証法が、1996年1月1日より施行され、銀行および一定の要件を満たす証券会社の預金に対する公的保証が導入された。同法により、預金保証委員会が、預金保証に関する事項を執り行うこととなった。

スウェーデンの預金保証制度は、基本的に1994年の預金保証制度に関するEC指令に準じて起草され、同制度の主要目的は、EC指令と同様、消費者保護である。従ってこの制度は銀行預金に関して消費者保護を強化することと、銀行に関するその他の保護的規定を補足することを目的としている。

この保証によって、銀行に対する払い戻し請求が過度となるリスクの軽減をも意図している点に着目すれば、本制度は決済システムに対してもある程度の保護を与えているとも言える。

2.加入資格

制度加入は原則的に強制であり、以下の機関が含まれる。

a) スウェーデンの免許を与えられている銀行、またスウェーデンで免許を与えられ、スウェーデン国内の支店もしくは他のEEA加盟国で、顧客から預金を受入れることを認められている証券会社

b) 他のEEA加盟国もしくはEEA加盟国外で設立された銀行が、スウェーデン国内の窓口で受け入れられた預金に対する付保、もしくは補完的付保を望む場合、その機関の申請により、委員会がそのような預金を保護対象として認めることがある。

まず想定されるのは、ある機関の本国にはスウェーデンの制度に対応するような預金保証制度がなく、その機関がスウェーデン国内で預金受入れ業務を行っている場合であり、スウェーデンの制度は預金に対する保証の全ての部分を担うことになる。

それ以外として想定されるのは、トッピング・アップ¹⁰というような場合で、本国の制度がEU指令による最低限の水準を満たしているもののスウェーデンの制度よりも保護する範囲が小さい場合である。

スウェーデンの制度に加入している外国機関の支店の例を挙げてみる。1つのケースは本国の制度が、スウェーデンにおける業務をカバーしていないため、スウェーデン国内で支店を開設する際にスウェーデンの制度への加入が必須となったものである。

もしスウェーデン国内の外国機関の支店に預けられた預金が、当該外国の制度によっても保証されていた場合、スウェーデンの制度は、当該外国の制度下で反訴等に基づく減額が行われる前に払われたであろう金額とスウェーデンの制度下で支払われうる金額の差額のみを支払うことになる。

¹⁰ トッピング・アップ (Topping Up): 本国の制度で付保されている額が、受入れ国の制度によるそれを下回っている場合、もしくは本国の制度で付保されている範囲が、受入れ国の制度によるそれより限定的な場合、支払われる保険金の差額や付保されていない範囲の額を受入れ国の制度が負担する方式。

⁹ "Description of the Swedish Deposit Guarantee Scheme" (スウェーデン預金保証委員会 <http://www.ign.se/english/description1.pdf>) の翻訳をベースに構成。

c) 委員会はスウェーデンの機関の申請により、当該機関のEEA加盟国以外の国に所在する支店が受入れた預金についてもそれを付保するかどうかを、決定することができる。

1999年12月31日現在、21のスウェーデンの銀行、84の貯蓄銀行、2の会員制銀行、2の外国銀行のスウェーデン国内の支店、10の証券会社の合計119の機関がスウェーデンの制度によって保護されている。

3.預金者

金融機関に預金を持つ者なら誰でも本制度の下で預金者に該当する。預金者は自然人ないし法人である。銀行や特定の証券会社等、この制度に加入している機関による預金は保護の対象とはならない。EU指令に規定されている保護対象からの除外規定は、スウェーデンの制度では適用されていないが、無記名預金は、元々スウェーデンでは認められていない。

4.預金

スウェーデンの制度下では、ある一定要件を満たす預金のみが保護対象となっている。名目残高が預金者の請求により、短い通知期間で引き出せるものであれば、その預金は制度の保護対象となる。

預金が短い期間で引き出せるとは、請求時から1ヶ月以内に引き出せることを意味する。また請求から引き出しまでが1ヶ月を超える場合でも、手数料を支払えば引き

出せるものについては、通常その預金は保護対象となる。

市場金利の動きにより、口座の残高が変化するような預金の場合、名目残高が固定されていないので、制度による保護対象とはならない。主に競争上の理由から、預金保証法は、基本的に債券や証券と同じような経済的特徴を持った預金商品については保護対象外としている。しかしながら、預金が口座に入っていること、追加預金が可能なこと、等は保護対象であるための要件ではない。

債券やそれと類似した金融商品は保護される対象の預金とはならず、スウェーデン個人年金制度法に従って、年金として蓄えられた預金も保護対象とならない。

EU指令の付録1にある除外項目のリストと比較してみると、スウェーデンの制度における定義とEU指令の定義が異なることは明らかである。これは、預金保証委員会にとって保証範囲を決定する上での大きな問題となってきた。

そこで、委員会は政府にEU指令の定義により近い、新しい定義を提案する報告書を提出した。この報告書は利害関係者に配布されて、意見、協議を求めているところである。

5.保証対象預金の範囲

スウェーデンの制度により預金が保護されている場合、預金者は、その預金と払戻しを受ける権利が有効となる日付までの利息の合計額の補償を受けられる。

この制度には、預金者自身が負担するリスクに関する条項はない。しかしながら、

補償額は、機関の倒産手続きから分配される金額も含めて、預金保証法で補償可能な損失のうち1金融機関あたり25万クローナを超えない範囲とされている。

この制度によって保護されている預金総額はおよそ4千億クローナである。預金者の機関に対する債務は、補償を決定する際には相殺されない。グロスでの預金残高全体の払出しが預金者に行われる。

6.補償請求権の発生

スウェーデンの機関に関しては、その機関の破産宣告が制度適用の要件となっている。外国の機関に対する同等の要件は、その国の監督当局がその機関の預金の払い戻し不能を宣言したこととされている。

「支払い停止」という法的概念はスウェーデンに存在しないため、支払い停止が発生したというだけでは、補償請求権は発生しない。預金者に対する支払い期限は破産宣告、または外国の監督当局による宣言から3ヶ月以内に到来する。

保証委員会が予防的な措置をとることは認められていない。また委員会は制度によって保護されている機関に対する監督権限も有しない。

しかしながら、銀行業務法における監督規定と、預金保証法の下での債務不履行金融機関への介入のケースとは、連携している。委員会は、関連情報への完全なアクセス権を付与されており、これによって常に銀行システムの健全性について最新の情報を与えられている。特に銀行破綻が差し迫っている、もしくは予想されている場合、この情報アクセス権に基づき迅速に情報が

提供される。

7.各機関の手数料算出及び賦課

保証委員会の主要な業務は、各機関の手数料を計算、賦課することである。一般に預金保証制度は、銀行破綻の起きる前か後で資金調達することが可能である。

前者のアプローチは銀行が基金に手数料を支払うという方式で、後者は生き残った銀行が保証、もしくは何かしらの拘束力のある義務を通じてコストを負担する方式である。スウェーデンにおいては、預金保証に必要なコスト負担は長期間に渡って求めるのが適当であり、また破綻する銀行も含め全ての銀行が制度維持のために貢献すべきと保証委員会が考えていることから、前者の方式が採用されている。

従って、制度によって保護されている全ての機関は、年間手数料を支払うことが預金保障法によって規定されている。

年間手数料は、全機関の前年末時点の預金残高のうち、制度によって保護される預金残高を元に決められる¹¹。年間の手数料総額は、支出を控除した手数料積立総額が少なくとも預金総額の2.5%の水準に達している場合には、付保対象預金の0.1%と定められている¹²。

支出を控除した手数料積立総額が預金総額の2.5%未満の場合、その水準に達するために必要な手数料が、付保対象預金残高に対し最低0.1%最大0.3%の範囲内で課せら

¹¹ 1999年未時点で399,226百万クローナ。

¹² それぞれの機関の手数料は「金融機関と証券会社の自己資本比率と大口債権に関する法律」第2章第1条に基づいて計算される各機関の自己資本比率を考慮に入れて決定される。

れることになる。

保証委員会は、個別の機関の年間手数料と共にその支払い期限についても決定する。各機関の支払う手数料は、その機関の付保対象預金額の合計に対して、最小で0.06%、最大で0.14%とされている。委員会は、手数料決定の際の基本方針や計算方法等についても定めている。まず、全機関が1暦年に支払わなければならない手数料の総額はあらかじめ決められている。

これは個別機関にとってみれば、自らが支払う手数料の料率は、その機関の自己資本比率が他の機関のそれと比較してどの程度充実しているかによって相対的に決まってくるということを意味しており、相対的に高い自己資本比率はより低い手数料率につながることになる。その背景には、保証制度による支払を引き起こす個別機関の破綻リスクに応じて当該機関の保険料は決定されるべきであるという考え方が存在する。

したがって、手数料算出にどの自己資本比率を適用するかについて、恣意的に決める余地はない。

手数料算出システムは、機関の自己資本比率の変動が原則としていつも手数料の変化に反映されるように設計されている。しかしながら、法律により料率に上限と下限が設けられていることは、この目的を達成する上で制限となっている。自己資本比率の変化が手数料の変化に結びつかない制約は、可能な限り少なくすべきである。

自己資本比率がもともと低い場合は、それが高い場合に比べて、自己資本比率の一定の変化幅がより大きな手数料の変動をもたらすようにすることが望ましい。その結果、手数料率と自己資本比率の関係は線形

ではなく、凸型で表わされる関係となる。

計算方法は確固としたものでなければならない。これは機関の自己資本比率が8%であろうと数千パーセントであろうと、大きな信頼性と正確性に基づいた計算が可能でなければならないという意味である。

実際には計算は次のように行われる。

まず、全機関の暫定手数料 (Preliminary fees) が関数式を用いて計算される。この関数式で、自己資本比率は一つの変数となる。

この関数式は、凸状の連続曲線を描いて、自己資本比率と暫定手数料との間の負の関係が表わされる。自己資本比率が非常に高い機関にとっては、暫定手数料は法律で定められた最低限の水準(0.06%)を下回ることがあり得る¹³。これを補うために、それらの機関の暫定手数料は0.06%まで引き上げられる。このような補正の結果、(法律上の)上限・下限の枠内に収まっている機関の料率も修正される。従ってそのような機関の支払う(最終的な)手数料は、暫定手数料の水準から引き下げられることとなる。

8.資産運用

保証委員会は、保険料総額を(財務省)国債局 (National Debt Office) に預託し、可能な限り最良のリターンを得ると同時に支払い及びリスクの分散に充分備えることとしている。

全機関から払い込まれた手数料総額は現在100億クローナに達しているが、これは、国債局の有利口座に預けることとなって

¹³ 自己資本比率の低い金融機関については、逆の考え方が当てはまる。

いる。預金保証委員会と国債局との間では貸付及び信託に関する合意がなされている。

この合意の下、保証委員会は変動、又は固定金利で償還期限の異なる金融資産に投資を行う¹⁴。委員会はまた一定の原則に従って、前もって投資を行うこともできる。

委員会は、この資産管理方針を決定すると同時に、資産管理を外部に委託することも決定した。

外部の5つの資産管理会社が、委員会によって定められた一定の指示に従って、手数料の管理運用を委託されている。これらの資産管理会社は委員会が定めた一定の制限の範囲内でアクティブ運用を行うよう委託されている。委員会は、この方法が一定のリスクの下で最良のリターンを確保するものと信じている。

委員会は、資産管理を評価するためのインデックス（基準となる指数）を定めており、現在のそのデュレーションは約3年半となっている¹⁵。委員会としては運用の結果得られる収益が、インデックスを上回ることを期待している。委員会は、今後5年間の平均運用利回りが、毎年インデックスを1%上回ることを目標としている。

資産管理を外部委託することによって得られる利益は、それに伴うコストを埋め合わせて余りあるものであると考えられている。預金保証制度に信頼性を付与するため、

¹⁴ 変動金利運用の当初金利はスウェーデン中央銀行が提示するレポ金利を適用し、固定金利運用の場合は、同期間の国債市場金利を適用する。

¹⁵ ここでは、デュレーションは国債局に置かれた保証委員会のポートフォリオの実質価値の平均期間を指す。デュレーションは、通常年数で表わされ、ポートフォリオの金利感応度を測る方法でもある。デュレーションが長いほど、所与の金利変化によるポートフォリオの価値変化は大きい。

金融機関からの手数料徴収に加え、保証委員会は国債局から借入れを行う権限を有する。もし破綻に伴う預金者への支払いの結果、制度の資産が不十分となった場合、委員会はそれを埋め合わせるため、国債局から借入れを行うことができる。

9.外国預金保証制度との協力取り決め

EC預金保証指令は、預金保証を受ける機会を加盟国内の金融機関に同等に与えることを、加盟諸国に対し義務付けている。EU指令4条は、(加盟国の)預金保証制度は他の加盟国の金融機関が設置した支店の預金者に対しても保護を提供する旨の原則を打ち出している。またEU指令は、(加盟国の)預金保証制度が、自国の預金保証制度が不十分なために進出先の預金保証制度に加入しそれを補完(トップ・アップ)しようとした外国信用機関の支店の預金者に対する払い戻し手続きについて、両制度が合意しなければならないと規定している。

スウェーデンと外国の両方で預金を受入れている金融機関の払出しの場合、委員会と該当する国の保証制度の間で協力が必要である。

協力の必要性は当然のことながら、破綻した機関の預金はその母国と現地国の両方の制度で保証されているという意味で支払いが相互に行われる場合、最も顕在化する。

トップピング・アップの場合には、関連する制度間で、支店の預金者に対する払戻しについて適正なルールと手続きが確立されなければならない。また、加入金融機関に適用される一般的なルールが当該支店に課されなければならない。

協力の目的は、必要な情報の預金者への供給がを確保すること、補完的な補償請求に応じられるようにすること、補完的な補償の払戻しに応ずる前に当該預金者が要件を満たしているかどうか検証すること、預金者が正確な補償金額を迅速に受け取れることを確保すること、等である。

10.不服申し立て

預金保証委員会が行った法律に基づく決定に対し、管轄する行政裁判所に不服申し立てを行うことができる。

第二回 ASEM バリ・イニシアティブワークショップ (預金保険制度)

片岡 久議¹

目 次

1. 預金保険制度ワークショップ開催の経緯
2. 預金保険制度ワークショップの形態
3. 預金保険制度ワークショップにおける講義の様相
 - (1) 全額預金保護下における破綻処理方式
 - (2) 定額保護下における破綻処理方式
 - (3) 全額保護下・定額保護下の資金援助の仕組み
 - (4) 金融危機の下での銀行国有化
 - (5) 健全金融機関への資本増強
 - (6) 破綻金融機関の経営者に対する責任追及の手法
 - (7) 質疑応答等
4. 各国の預金保険システムの紹介
5. インドネシアにおける預金保険制度の導入
 - (1) 現状
 - (2) インドネシア財務省との協議の様相
 - (3) 預金保険セミナーの様相

¹ 総務部調査室調査役(E-mail: hisanori-kataoka@dic.go.jp)。本稿の執筆は個人の資格で行ったものであり、意見にわたる部分は筆者個人に属し、預金保険機構の公式見解を示すものではない。なお、本稿作成にあたり、第二日本承継銀行田中社長、預金保険機構金融再生部大場上席審理役、同預金保険部西畑次長、同総務部山崎審議役、同金融再生部仕組業務課長、同特別業務部沖本機動調査課長には特に有益なアドバイス、ご協力を頂いた。

2004年7月、インドネシア・ジャカルタにおいて、預金保険制度に関する第二回 ASEM バリ・イニシアティブワークショップが開催され、預金保険機構から講師を派遣した。以下その模様を簡単に紹介する。

1. 預金保険制度ワークショップ開催の経緯

バリ・イニシアティブとは、2003年7月にインドネシアのバリ島で開催されたASEM(アジア・欧州会議)財務大臣会議において、議長国のインドネシアから提案された、ASEM加盟国の金融部門の人材育成を目的とするものである。わが国でも財務省国際局等が中心となり、ASEM参加国に対しワークショップを通じて、ノウハウの提供に努めている

近年ASEM参加国の中でも特にアジア諸国の金融当局者は、通貨危機を踏まえた金融システムの安定策について高い関心を有しており、その具体策として預金保険制度の導入・整備について、実務面でのノウハウを知りたいとの需要が高まっている。預金保険機構では、わが国財務省の要請に応じ、本年1月にジャカルタで開催された預金保険制度に関する第一回ASEMバリ・イニシアティブワークショップ²に講師を派遣したが、引き続き各国当局者の預金保険制度に関する高い関心を踏まえて、前回カバーされなかった破綻処理、資金援助、資本注入、責任追及等にテーマを

絞り、今回第二回ワークショップを開催することとなった。

2. 預金保険制度ワークショップの形態

預金保険制度に関する同ワークショップは、新たに預金保険制度導入を控え、ノウハウの吸収に積極的なインドネシアと、大量の破綻処理を手がけ、ノウハウの蓄積のある日本のそれぞれの財務省が共催する形をとった。このため、ASEMのワークショップながらも、日本が講師サイドとなり、参加各国(インドネシア、韓国、中国、タイ、フィリピン、ベトナムの6カ国、計43名が参加)に講義するかたちを取った。一方、参加各国からは、各国の預金保険システムについての簡潔な説明があった(ワークショップ日程表参照)。以下では、日本サイドからの講義内容の概略、各国からの預金保険システムの説明について紹介する。

² 小林和雄「ASEMバリ・イニシアティブ・ワークショップ(預金保険制度について)の模様」(財務省「ファイナンス」2004年2月号)参照。

図 1 第二回 ASEM バリ・イニシアティブワークショップ（預金保険制度）プログラム

	7月14日（水）	7月15日（木）	7月16日（金）
午前	セミナー開会式	ワークショップ 西畑一哉 預金保険部次長	ワークショップ 沖本浩 特別業務部機動調査課長
	インドネシア預金保険制度等に関するプレゼンテーション	「全額保護下・定額保護下の資金援助の仕組み」 ワークショップ 山崎康史 総務部審議役 「金融危機の下での銀行国有化」	「破綻金融機関の経営者に対する責任追及の手法」 日本の預金保険制度に関する質疑応答
午後	ワークショップ 開会式		
	ワークショップ 田中紘一 第二日本承継銀行社長 「全額預金保護下における破綻処理方式」	ワークショップ 仕館久昭 金融再生部主任審理役 「健全金融機関への資本増強」	カンパニセッション タイ、中国、フィリピンにおける預金保険制度
	ワークショップ 大場成治 金融再生部上席審理役 「定額保護下における破綻処理方式」	カンパニセッション 韓国、ベトナムにおける預金保険制度	クロージングセッション ワークショップのレビュー 閉会式

3. 預金保険制度ワークショップにおける講義の様相

初日午後から 3 日目午前までは、預金保険機構から以下のテーマに基づき各 2 時間講義を実施した。

- (1) 全額預金保護下における破綻処理方式
- (2) 定額保護下における破綻処理方式
- (3) 全額保護下・定額保護下の資金援助の仕組み
- (4) 金融危機の下での銀行国有化
- (5) 健全金融機関への資本増強
- (6) 破綻金融機関の経営者に対する責任追及の手法

(1) 全額預金保護下における破綻処理方式

2002 年 3 月までの預金全額保護下では、破綻後一定の期間(原則 2 年)内に、預金者と善意・健全な債務者を保護しながら受け皿を探して営業譲渡を行う処理が行われてきた。以下では預金保険機構が金融整理管財人となった国民銀行の例を中心にして具体的に説明する。

当初 3 ヶ月間は初動対応期間であり、早めかつ潤沢な現金手配による店頭混乱防止、顧客への預金全額保護の説明徹底、行内組織の再構築、組合協議等が重要となった。また破

綻処理は受皿を早く見つけることで、すべてが比較的円滑に処理出来ることになることから、受皿探しのための資料整備が並行して行われた。

次の3ヶ月間で主として受皿発掘準備に入った。資料を作成し、どこがセールスポイントなのか把握した上で受皿候補への接触や絞り込みが行われた。また自己査定や高金利預金の見直し等もあわせて実施された。

その後3ヶ月間の受皿選定段階では、まず、貸出資産の承継適不適判定を行い、続いて、受け皿候補先による貸付債権のデューデリジェンス作業が行われ、入札価格についての受皿先との公正な交渉等が行われた。また、経営陣の刑事告発・民事告訴等も合わせて行われた。

その後正式契約までの間に、受皿への個別具体的顧客データ等開示、システム移行等を勘案した営業譲渡日の決定、受皿による採用人員の決定や非承継店舗の決定がなされた。

正式な受け皿との営業譲渡契約は、破綻から11ヶ月後となったが、その後営業譲渡日までの5ヶ月間に、預金保険機構への資金援助申し込み、支店長の事務引継ぎ、非承継店舗の閉鎖準備等が行われた。従業員が減少していく中で営業譲渡作業にかかる業務負担はピークを迎える。営業譲渡日と共に管財人業務は終了するが、その後破綻先自体は解散し、清算法人となって、5年程度存続することとなる。

(2) 定額保護下における破綻処理方式

預金全額保護の破綻処理と定額保護の破綻処理の最も大きな違いは、倒産法制の適用があるか否かである。預金定額保護下では保護されない預金や一般債務が存在するため、公平な弁済を図る目的で倒産法制が用いられる。倒産法制として検討対象となる主なものは、破産法、会社更生法、民事再生法の3つであるが、以下の理由から民事再生法による手続を利用した破綻処理が望ましい。すなわち、金融機能まで消滅させるよりも、譲受金融機関が破綻金融機関の金融機能を引継ぐことになる処理方式が望ましく、その際迅速な処理を求められる中では、預金保険機構が資金援助を行い、破綻処理に伴う混乱を極力回避しながら営業譲渡を行う必要がある。しかし、破産法適用の場合は直ちに保険金支払い方式となり、資金援助方式が取りにくいこと、また会社更生法適用の場合には裁判所が更生管財人を選任するが、法律上、預金保険機構は更生管財人になれないこと、から、民事再生法が最適な選択肢と考えられる。以下では、民事再生法の適用を前提とした破綻処理方式について説明する。

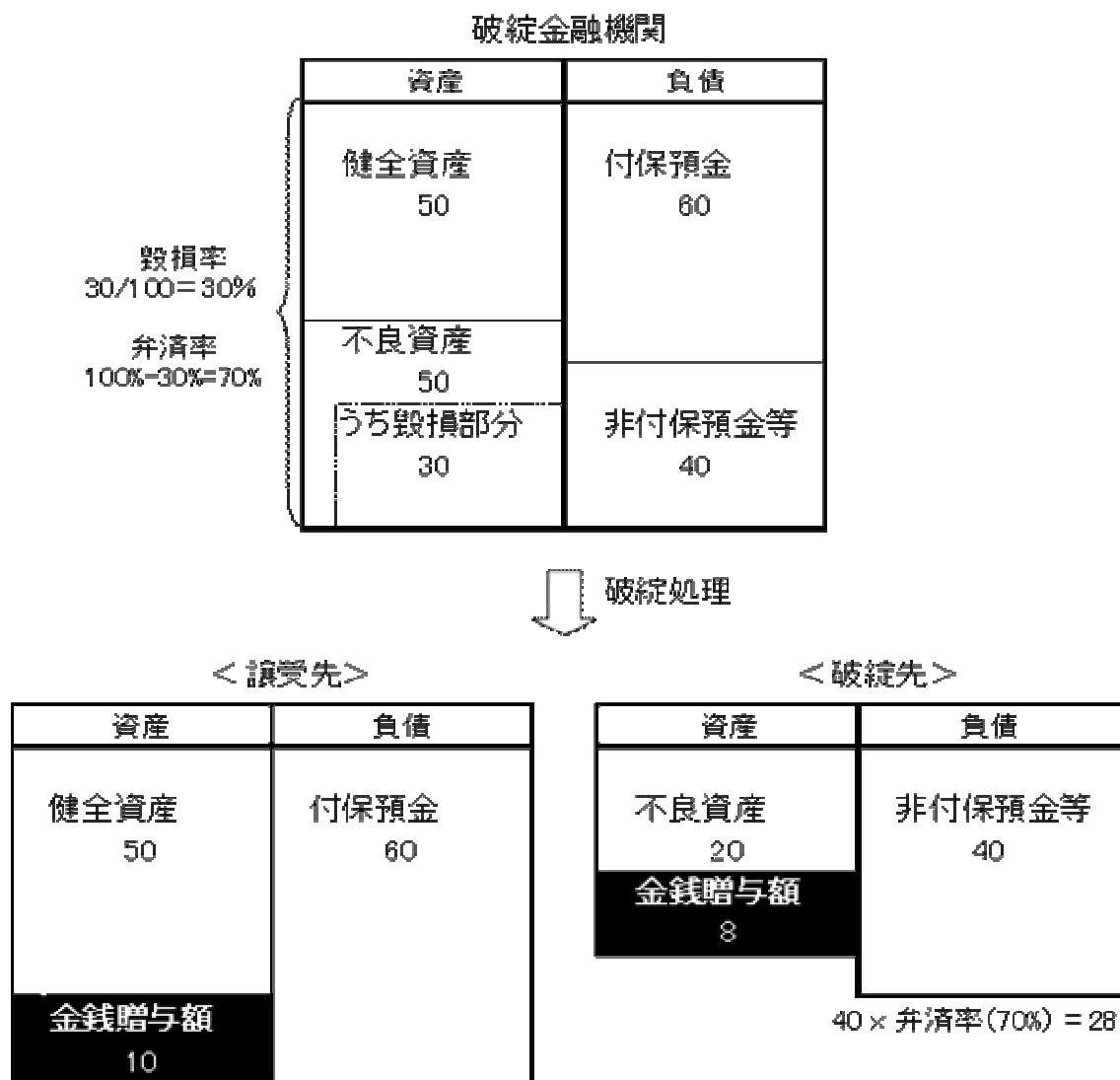
なお、定額保護下では、倒産時の債務は、原則支払停止となり、後日、債務の性質と債務者の財産状況に応じて支払われることとなるが、付保預金や決済債務については、特別法に基づき預金保険機構が債務者の財産状況から支払いきれない分(債務カット相当分)を肩代わりすることによって、全額支払が行われる。

救済先に対する営業譲渡対象資産は、健全な貸出金資産、その他健全な資産で業務遂行上必要なもの（例えば営業用店舗、業務上必要な株式）であり、営業譲渡対象負債は、営業譲渡時まで払い出されなかった付保預金、破綻後に受け入れた預金、破綻後の営業によって発生した債務等となる。営業譲渡対象とならない資産は市場で売却、売却困難な不良資産等は、整理回収機構（RCC）が買取ることとなっている。一方、営業譲渡対象とならない負債は破綻先に残って再生計画のもと

づく弁済を待つこととなる。

定額保護下での預金保険機構による資金援助は、譲受金融機関向けの資金援助と破綻先向けの資金援助から成る。譲受金融機関向け資金援助は、譲受金融機関に譲渡される資産、負債の価値をバランスさせるための資金援助である。これに対し破綻先向け資金援助は、営業譲渡後も破綻先に残る債務（非付保預金と、預金以外の一般債務）に対する弁済について、残存した資産のみでは所定の弁済率を満たせない部分を補うための資金援助となる。

図 2 資金援助（金銭の贈与）額の算出



(3) 全額保護・定額保護下の資金援助の仕組み

2002年3月まで実施されていた預金全額保護下では、ペイオフコスト（預金の定額保護を仮定した上で、破綻した金融機関の預金者に保険金を支払った場合に要すると見込まれる預金保険機構の費用）を超える資金援助（特別資金援助）が行われ、破綻金融機関への倒産法の適用除外、負債全額保護、救済金融機関への営業全部譲渡（原則2年）、救済金融機関に対してのみ金銭贈与実行（破綻金融機関への金銭贈与なし）という特徴があった。

これに対し、今後の破綻処理における定額保護下の資金援助では、ペイオフコスト内での救済金融機関への金銭贈与および破綻金融機関への金銭贈与等（債権者間の衡平を図る目的）、破綻金融機関への民事再生法の適用、付保預金のみ保護（非付保預金、一般債権は一部カット）、ブリッジバンクへの一部営業譲渡は半年以内に実施、等の特徴がある。

資金援助の一般的な流れをみると、

金融機関の破綻

デューディリジェンスの実施

金融庁長官による（合併・営業譲渡等の）適格性の認定

預金保険機構への資金援助の申し込み

資金援助額がペイオフコストを超えるかどうかの判定

というプロセスを辿る。

ペイオフコストを下回る一般資金援助の場合、上記のプロセス後、2～3週間のうちに運営委員会での決議が行われ、資金援助（営業譲渡）が実施される。この場合、承継金融機関には健全資産および付保預金が移るため、付保預金と健全資産の差額をカバーする資金援助を承継先に行うと共に、破綻金融機関には不良資産と非付保預金等が残るため、（民事再生法下で再生計画に基づき弁済を受ける）非付保預金者等の弁済率が営業譲渡により低下しないよう、破綻先に対して資金援助を実施する。資金援助実行後、約6ヶ月以内に資金援助額の精査（譲渡日の実際の財務諸表で算定した金銭贈与額との乖離額を調整）が行われ、譲渡後約2～4年で清算法人費用の清算が実施される。

一方、2002年3月までの全額保護下で行われた特別資金援助では、資産が劣化、減額し預金をカバーできない部分に相当する額を全額資金援助したが、上記の運営委員会での決議前に、金融庁長官及び財務大臣による必要性の認定（ペイオフコストを超える資金援助が行われなければ、信用秩序を維持することが出来ないかどうか）を経る必要があった。

全額保護以前の期間を含め、預金保険機構が現在までに行った資金援助の総数は、1992年3月の東邦相互銀行以来180件、金銭贈与額18.6兆円である。このうち全額保護期間のウェイトは件数で94%、金銭贈与額で96%と非常に高い。これまでの金銭贈与の中では、
日本長期信用銀行 約3.2兆円
日本債券信用銀行 約3.1兆円

北海道拓殖銀行 約 1.8 兆円

木津信用組合 約 1.0 兆円

がトップ 4 であり、4 先で計 9.1 兆円、これまでの金銭贈与総額の約 5 割を占めている。

全額保護のメリットは、金融危機時に預金者心理の動揺を防ぎ、システミックリスクの拡大を防ぐという効果が考えられるほか、預金の払い出しに際して、名寄せ処理の必要がないという点などが挙げられる。一方、デメリットは、モラルハザードが発生するという点が挙げられる。これまでの銀行の破綻事例を振り返れば、預金全額保護は預金者の平静さを保つ心理的防波堤として、一定の意味があったとも考えられる。ただ、現時点においては預金保険制度も整備され、自己責任原則の理解も進み、不良債権問題も改善しつつあることから、制度の基本である定額保護に立ち戻る条件が整いつつあるといえる。

(4) 金融危機の下での銀行国有化

2000 年の預金保険法改正で盛り込まれた「金融危機対応」の制度的枠組みと、その下で国有化された足利銀行のケースを説明すると以下のとおり。

預金保険法第 102 条は、特定の金融機関の経営破綻等がわが国あるいは当該金融機関が業務を行っている地域の信用秩序の維持に極めて重大な影響を及ぼすような場合に、内閣総理大臣が、金融危機対応会議の決議を経て、

金融機関に対する資本増強（資産超過の場合） 破綻または債務超過金融機関に対するペイオフ費用を超えた資金援助の実施（債務超過の場合）、 債務超過銀行の一時国有化

（債務超過の場合）のいずれかの例外的措置を適用することができる、と定めている（こうした対応に要する財源としては、預金保険機構による借入や政府保証付債券の発行による。また損失処理については、金融機関からの負担金の徴収、政府による財政措置が想定されている）。

上記のケースは「第一号措置」と呼ばれるが、金融機関は預金保険機構と連名で、内閣総理大臣に資本増強決定の求めを行う。このケースは、過小資本に陥った金融機関に対して資本増強を行おうとするもので、破綻処理とは異なる。金融機関は内閣総理大臣に経営健全化計画の提出を行い、実行状況が厳しくチェックされる。

上記のケースは、「第二号措置」と呼ばれ、過去、預金の全額保護の際に行われた特別資金援助と同様の措置となる。裁判所が関与することなく、金融整理管財人が選任され、資産査定の実施、不良債権の R C C への譲渡、資金援助、受け皿への営業譲渡等を経て、原則として 2 年以内に破綻金融機関の管理を終了する。

上記のケースは、「第三号措置」と呼ばれ、従来の金融再生法に基づく長銀、日債銀の国有化と同様の一時国有化措置である。既存株式は無価値となり、預金保険機構が金融機関の全株式を取得し、国有化銀行は「特別危機管理銀行」となる。国による銀行役員を選任・解任、新役員による旧経営陣への責任追及、受け皿への営業譲渡等を経て、「可能な限り早期に」管理を終了することとされている。

なお、りそな銀行には2003年5月の金融危機対応会議を経て「第一号措置」が適用され、同年6月に優先株式及び普通株式の引き受けによる総額1兆9,600億円の資本増強が実施された。

また、足利銀行には、2003年11月の金融危機対応会議を経て、「第三号措置」が適用され、預金保険機構が足利銀行の株式を全て取得する(特別危機管理銀行化)こととなった。

足利銀行について詳しく見ると、2003年9-11月の金融庁検査を経て、同行が債務超過であることが判明したが、同行の基盤地域である栃木県における預金者や貸出先の多さ、融資シェア等を勘案し、一時国有化後、経営体質の改善、企業価値の向上を図った上で、円滑に受け皿へ譲渡することを念頭に第三号措置が取られることとなった。なお、1998年、1999年に足利銀行(あしぎんFG)に注入されていた優先株1,050億円はほぼ毀損されることとなる。

足利銀行では、新経営計画が2004年2月に策定され、地域金融の円滑化、業務運営の適切性確保(業務監査委員会と内部調査委員会の設置)、ガバナンス強化(経営陣の刷新、アドバイザーボードの設置)、経営合理化等が図られつつある。預金保険機構は業務監査委員会、内部調査委員会へのオブザーバー参加を行っている。また、足利銀行の融資先のうち事業価値がある企業については、資産処分ではなく債権放棄、出資等の支援により、事業を存続させて回収を極大化するため、企業再生への取り組みも積極化されている。具体的には、産業再生機構が栃木県の温泉旅館を

対象とするファンドを組成、またRCCが債権者間の調整機能を提供するなど、様々な形での取り組みが行われている。

なお、足利銀行の受け皿の選定に向けたスケジュールは、現時点では決まっておらず(過去の長銀、日債銀のケースでは、特別公的管理終了まで1年半程度を要した)、当面、融資先企業の再生等を通じた銀行の企業価値向上のための努力が続けられることになる。

(5) 健全金融機関への資本増強

健全金融機関に対する公的資本増強の枠組みは以下のとおり。

わが国で行われた公的資本増強の根拠法は、1998年2月公布の「金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律」(旧安定化法)

1998年10月公布の「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」(早期健全化法)、2000年5月の改正預金保険法(第59条による資金援助の一環として救済金融機関等に対し実施される優先株等の引き受け<受皿資本増強>と、第102条による金融危機対応措置としての株式等の引き受け<第一号措置>)、2002年12月公布の「金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法」(組織再編特措法)がある。

については、1997年に北海道拓殖銀行等金融機関の大きな破綻が相次ぎ、信用秩序の維持及び金融システムの安定化を目的に公布されたもので、この法律を根拠として、1998年3月に大手銀行を中心とした21行に対して1兆8,156億円の資本増強を、劣後債、劣後口

ーン等の形で行っている。

については、金融システムに対する内外の信頼回復のため、不良債権の処理を速やかに進めると共に、金融機能の早期健全化を図り、金融システムの再構築と経済の活性化に資することを目的として公布された法律で、1999年3月～2002年3月の間に、32行に対して8兆6,053億円の資本増強を、主に優先株の形で行っている。資本増強を受ける金融機関は、預金保険機構を通じて内閣総理大臣に対し、経営合理化のための諸施策、財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策等を盛り込んだ「経営健全化計画」の提出を義務づけられている。金融庁は、計画および、計画の履行状況について報告を受けると共に、これらを公表する。

こうした資本増強の枠組みを整備する一方で、金融再生委員会・金融庁では、早期健全化法等に基づく資本増強後の経営健全化をより確実なものとするため、監督上の措置の厳格化、転換権行使条件の明確化を行ってきた。主なものとしては次の4点が挙げられる。

- 「転換権付優先株式の転換権行使」(1999年6月、転換権行使におけるガイドラインを設定)
- 「資本増強行に対するフォローアップに係る行政上の措置」の発表(1999年9月、ROEまたは当期利益の実績が計画を3割以上下回った場合に業務改善命令を含む行政上の措置を検討)および同措置の明確化(2001年6月)
- 「金融再生プログラム」(2002年10月、主要行の不良債権比率の半減、資産査定

の厳格化)

- 「公的資金による資本増強行(主要行)に対するガバナンスの強化」(2003年4月、これまでの監督上の措置を整理・網羅すると共に、経営健全化計画未達時の対応の厳格化、優先株転換行使条件を明確化)

こうした中で、公的資本増強行の多くは、保有株式の減損処理費用、貸倒引当金の積み増しや不良債権処理費用の増大等により2003年3月期決算における当期利益が健全化計画を3割以上下回ったことから、金融庁は、資本増強行の大部分(15先)に対する業務改善命令を2003年8月に発動した。

の預金保険法に定める「受皿資本増強」および「第一号措置」による資本増強については、前者についてはこれまで適用事例がないが、「第一号措置」については、(前述のとおり)りそな銀行に普通株式、優先株式による1兆9,600億円の資本増強が実施されている。

またの「組織再編特措法」については、金融機関等の合併等を促進するために公布された法律であるが、2003年9月に関東つくば銀行に対し60億円の資本増強(劣後ローン)を行っている。

なお、預金保険機構では1999年6月の金融再生委員会の転換権行使ガイドラインを踏まえ、2000年11月に「資本増強のために引受け等を行った優先株式等の第三者への売却処分または公的資金の返済の申出に対する当面の対応」を公表し、国民負担の回避、金融シ

システムの安定性、銀行経営の健全性の側面から問題がなければ、早期処分の原則に基づき公的資金の返済に対応することとしている。

（６）破綻金融機関の経営者に対する責任追及の手法

破綻先の旧経営陣等に対する刑事・民事責任追及の手法について説明すると以下のとおり。

金融機関の破綻は、金融・決済機能等に与える影響を通じて、一般企業と比較して公共性の高い問題となる。また、セーフティ・ネットである預金保険制度の存在は、経営者のモラルハザードを招く可能性を内包しており、こうしたモラルハザードを防止し、破綻に伴い金融機関に生じた損害を少しでも回復するために、経営者個人の責任を公正かつ透明な司法手続きを通じて明らかにすることが必要かつ効果的となる。また専門性や中立性の観点から、旧経営者、旧株主とは別の適切な機関が、問題とすべき違法行為に関与した経営者の責任を追及することが必要となる。

責任追及の種類には、刑事上の背任・特別背任等による刑事罰や、民事上の善管注意義務違反による損害賠償請求、役員退任要求、退職金不支給等がある。

刑事責任追及については、捜査権は警察・検察に帰属するため、預金保険機構（破綻処理方式によっては特別危機管理銀行や破産管財人が行う場合もある）はもっぱら捜査機関に対する告発（訴）を行うほか、そのための所用の措置を取ることが中心となる。最も多

い事例は背任・特別背任であるが、そのほかにも違法配当や業務上横領等のケースがある。預金保険機構及び整理回収機構では、2004年3月末までに105名の経営者に対する37件の告発（訴）を行っている。

一方、民事責任追及では、これまで預金保険機構及び整理回収機構が行った提訴が、2004年3月末時点で120件、請求金額1,246億円に上っている。民事上の善管注意義務違反を考える場合、経営判断（判断の前提となる事実不注意な誤認がなく、意思決定の過程・内容に著しく不合理な点がない限り適法）因果関係等が考慮されるが、金融機関の長期的利益を考慮することなく、経営者の利害から単に延命のための支援融資を行うケース等は、違法と判断され、提訴されることとなる。

こうした責任追及の主体は、破たん処理方式との関係に応じて異なり、資金援助（営業譲渡）方式では、金融整理管財人（預金保険機構も就任可能）が破綻金融機関の業務執行・代表者として事実関係の調査・責任追及を担当する（管財人業務終了までに提訴が決定しない場合、整理回収機構が責任追及業務を引き継ぐ場合もある）。金融危機対応における特別危機管理銀行（一時国有化）方式では、責任追及の対象者となる旧経営陣を総退陣させたあと、金融庁長官の指名に基づき株主である預金保険機構が選任した新経営者が破綻金融機関の業務執行・代表者として責任追及を行う、預金払い戻し（ペイオフ）方式の場合は、破綻金融機関の事業は破産手続きによって清算されることから、責任追及の権限は裁判所が選任する破産管財人の財産管理処分権の一部となり、破産管財人が損害の

回復の観点から責任追及を行うことになる（現行法では預金保険機構は破産管財人業務を行えないため、機構による直接の責任追及は行われない）。

なお、の資金援助（営業譲渡）方式の場合、会社更生法が適用される場合は、裁判所が選任する更生管財人が業務執行権を掌握し、責任追及も行うこととなるが、預金保険機構は現行法制上、更生管財人になれる規定が無く、責任追及に直接関与できない。こうしたこともあって、営業譲渡方式の場合は民事再生法を念頭に処理が行われる。

破綻処理の際の株主代表訴訟については、資金援助方式で株主が金融整理管財人より先に経営者責任を追及する提訴を起こしていた場合にのみ認められるが、その他の場合は株主の訴えは二重提訴や権限喪失等の理由から却下されることになっている。

なお、経営者以外の責任については、融資を受けた借り手が経営者と意思を通じて金融機関に損害を与えたという場合は、背任や特別背任の共犯者として告発・告訴対象となる。また問題融資が整理回収機構に譲渡された後、融資先が回収を妨害するようなことがあれば、強制執行妨害や詐欺等の罪で整理回収機構や預金保険機構による告発が行われる。

（7）質疑応答等

預金保険機構のプレゼンテーションに対し、各国参加者からは多くの質問が寄せられ、各国の関心の高さが伺われた。特にタイ、中国、インドネシア等、預金保険制度を発足させる

準備を進めている国を中心に、資金援助および責任追及、日本の預金保険制度の組織、監督官庁との関係等について質問が多く出された。

一方で、「健全行（sound bank）にまで政府が資本注入する必要があるのか」とか、「検査により一気に自己資本比率が低下するのは、監督当局の日常のモニタリング能力が欠落しているからではないのか」等の指摘もあった。

4．各国の預金保険システムの紹介

2日目及び3日目の午後は、カントリー・セッションと題して、預金保険制度を持つ韓国、フィリピン、ベトナム及び、預金保険制度の導入を検討中の中国、タイの計5か国の講師が、各国の預金保険システムの現状についてプレゼンテーションを行った。各講師より、各国における預金保険制度設立の背景、預金保険機構の権限、課題及び今後の方向性等が紹介された。

（1）韓国の預金保険制度の概要

韓国の預金保険制度は1996年6月に発足し、現在は韓国預金保険公社（KDIC）が銀行、証券、保険、相互貯蓄銀行等の預金や顧客預かり資産等の保護を行っている。KDIC発足当初は2,000万ウォン（約200万円）の保護上限であったが、1997年12月～1998年6月までは金融システム安定化のため特例として全額保護を実施した。のち、1998年7月に再度2,000万ウォンまでの保護上限を導入（ただし2,000万ウォンを超える部分も実質保護）2001年1月には5,000万ウォンまで保護上限

を上げた上で定額保護へ完全移行している。現行の預金保険料は固定料率だが、業態毎に異なる料率(付保預金の0.1%~0.3%)を設定している。

韓国では、1997年11月の金融危機勃発以来、2002年末までに投入された公的資金は、約159兆ウォン(約15.9兆円相当)に上るが、この返済のため、政府は2002年に「公的資金返済計画」を発表し、159兆ウォンのうち損失が見込まれる69兆ウォン分について政府が49兆ウォン、金融機関が20兆ウォンの割合で負担し、金融機関はこの20兆ウォンを2003年以降25年間、付保預金の0.1%の特別保険料により返済することが決まった。

KDICは当初ペイボックス型³の機関として発足したものの、1997年の金融危機以降、徐々に組織を拡大、現在では預金払戻しに加え、営業譲渡(管財人業務)、ブリッジバンク、資本注入等さまざまな権限・機能を有している。KDICの今後の課題として、適切な預金保険基金残高を確保するための目標準備率の導入、加盟金融機関のモラルハザード抑制のための可変保険料率の採用、等が挙げられた。

(2) フィリピンの預金保険制度の概要

フィリピンの預金保険制度は1963年に、米国FDICをモデルとしたフィリピン預金保険公社(PDIC)の設立により始まった。対象金融機関は、銀行、貯蓄銀行、外銀支店等、約900先に上り、銀行預金、外貨預金、譲渡性預金

³ 銀行破綻時に預金払戻し等に特化した業務しか行わず、検査、監督等の権限をもたない預金保険機関。

等殆どの預金を合計10万ペソ(約20万円)まで保護している。保険料は金融機関の保有する全預金に対し、0.2%の固定料率をかけている。

PDICは当初ペイボックス型の小さな権限しか持っていなかったが、1992年に権限が拡充され、現在は破綻処理、リスクモニタリング、問題銀行への支援と経営介入等広範な権限をもち、人員も800名程度と比較的大規模となっている。2004年からは、付保預金の14%にあたる残高を目標準備基金額と設定(5段階の検査格付のうち最不良先がすべて破綻した場合の処理費用に匹敵する額。2年ごとに見直し)している。

PDICでは2004年に法改正が行われ、立入検査権限も獲得し、中央銀行との補完的な検査実施が可能となったほか、破綻処理時の高金利預金の約定の見直しをPDICの権限で実施できることや、破綻銀行の資産処分における裁判所の関与の排除、破綻処理におけるPDIC職員の損害賠償の免責、金融機関の健全性に応じた定期的な保険料率の見直し(可変料率への足がかり)等が決められた。また、1992年から据え置かれている保護上限を、この間のインフレ分引上げのことを検討している。

(3) ベトナムの預金保険制度の概要

ベトナムの預金保険制度は1999年に発足し、ベトナム預金保険公社(DIV)が国営銀行、都市銀行、地方銀行、信用組合、外銀支店等961先の預金を保護している。保護上限は3,000万ドン(約20万円)で、保険料は金融

機関に預けられている個人預金の 0.15%の固定料率である。

DIV は預金払戻しのほか、検査権限、破綻処理権限、金融機関のリスクモニタリング等幅広い権限をもつ機関である。これまで 32 信用組合の破綻処理を行い、146 億ドン（約 1 億円）の預金払戻しを行っている。今後の課題として、2010 年を目処とする戦略計画の作成や金融機関の検査・監督の強化、預金保険の広報の拡充等がある。

（４）中国の預金保険制度導入の見通し

中国では現在預金保険制度が存在しないが、外資系銀行の進出や民間銀行への規制緩和が進む中で、政府による公的資金を使った暗黙の預金保護を取りやめ、預金保険制度を導入することが検討されており、積極的な討議が繰り広げられている。現在のところ、預金保険への加盟は強制とし、郵便局は除外する方向である。一方で、可変保険料率導入、適切な付保上限の設定等については方針が未定である。また定額保護へ移行する上での課題として、預金総額の 65%を占める四大銀行の加盟、実質債務超過である先も多く見られる地方信用組合（約 30,000 先）の加盟等が残されており、実際の導入にはなお時間を要する見通しである。

（５）タイの預金保険制度導入の見通し

タイでは、1997 年の通貨危機以後、銀行への融資を目的に設立された金融機関開発基金（FIDF）が預金の全額保護を行い、実質的に預金保険機関として機能してきたが、現在、

モニタリング機能や破綻処理機能を有する独立の預金保険機関を設立し、4 年間の移行期間を設定した上で定額保護を導入することを検討している。新しい預金保険制度は預金取扱金融機関を強制加盟とし、当初政府支出による 10 億バーツ（約 26 億円）の預金保険基金を設立、毎年の保険料は預金の 1%以内の範囲で設定する方向で検討している。今後、付保上限等については検討していくが、金融危機が沈静化したこの時期に定額保護を導入すべく、法律の審議を急いでいる状況である。

5. インドネシアにおける預金保険制度の導入

（１）現状

インドネシアでは、1997 年の通貨危機の中、一時は定額保護による破綻処理を行ったが、金融システムの極端な不安定化を招いたことから、1998 年 1 月に預金の全額保護を導入し、今日（ワークショップ開催時点）に至っている。現在は、独立した預金保険公社の設立のために各国事例の研究等に努め、定額保護への移行のタイミングを探っているところ。今ワークショップの開催と時を同じくして、7 月 15 日にインドネシア議会各党が新しい預金保険法の基本合意に至り、預金保険法が批准される見通しとなっている。

インドネシアの新しい預金保険法の概要は、独立した行政機関である預金保険公社を 1 年以内に設立すること、預金の定額保護に移行すること、預金保険公社には金融機関のモニタリング、金融機関の破たん処理の一部の権限等を与えること、預金保険制度は

強制加盟とし、保険料は総預金に対し年率0.2%の固定料率とすること、付保上限は2007年2月までに1億ルピア（預金者数の98%をカバー）に縮小すること、業務執行の最高責任者である理事長は政策決定・統治機能を持つ運営委員会のメンバーを兼務するが、運営委員会での議決権を有しないこと、等であり、随所に日本の制度と類似する点が見受けられる。このうち金融機関の破綻処理については、システムリスクのある金融機関であるかどうかで扱いを分けており、システムリスクのない先であれば、同会社が単独で処理できるが、システムリスクがある先であれば、財務省、中銀、金融庁および預保の代表者がメンバーとなる調整会議（Coordinating Committee）を開催し、資本注入等必要な施策を決定する（日本の危機対応に類似）。

（２）インドネシア財務省との協議の模様

法案の議会通過に先立ち、インドネシア財務省主要メンバーと預保側講師陣との間で、預金保険制度に関する質疑応答セッションが以下のとおり行われた。

まずインドネシア側から預金保険法審議の現状に関する簡単な説明を受けた後、現在の法案で問題となっている6分野18項目に上る質問を受け、これについて講師陣が回答した。

インドネシア側は法案の最終的な詰め段階で、承継銀行を設立するかどうか、またその場合の承継資産の選別、預保の承継銀行に対する権限等をどのように規定するか、

預金保険公社に立ち入り検査権限を認めるか、その場合の検査項目をどのように設定するか、運営委員会および役員会における理事長の役割、役員任免プロセスをどのように規定するか、外貨預金を保護対象に加えるか、預金保険公社の資金調達、運用対象をどうするか、定額保護への移行プロセスをどのように設定するか、が焦点となっているとして、日本側の見解・助言を求めたほか、インドネシア預金保険公社が独立した行政機関として設立されることから、日本の預金保険機構とその他政府機関との役割分担、情報交換についても質問した。これに対し、預保側からは預保法、金融庁告示等に基づき現状の仕組みを適宜解説した。

（３）預金保険セミナーの模様

インドネシア財務省は、預金保険制度導入に向けて、インドネシアの関係金融機関やバリニシアティブワークショップ参加各国への預金保険に関する幅広い広報を目的とするセミナーをワークショップに先立ち、ワークショップ初日の午前中に開催した。同セミナーには、インドネシア中銀、同財務省、フィリピン預金保険公社、および日本の預保講師がパネリストとして出席した。

インドネシア財務省からは、前述の新預金保険法の概要が紹介された一方、日本からは、預金保険制度の概要および、前回のワークショップで特に参加者の関心の高かった保険料の徴収事務、立入検査制度およびその他金融当局との関係につき、30分程度の発表を行った。

セミナー後の質疑応答では、インドネシアの新制度に関する質問が多く出されたが、わが国に対しても、預金保険機構の職員に対する訴訟リスクへの対処方法、可変保険料率の導入の方向性、などについて、日本の対応を問う質問が出された。日本からは、カナダ等の事例を参考に、預金保険機構職員の免責や裁判費用負担のあり方等について調査研究していること、可変保険料率を含めた保険料率のあり方について、預金保険料率研究会中間報告にて一定の方向性を示したこと等を報告した。

以 上

預金保険国際セミナー

片岡 久議¹

目次

1. 預金保険国際セミナーの概要
 - (1) 開催の経緯
 - (2) セミナーの構成
2. 第一セッション「アジア金融危機後の預金保険機関の課題」討議の様相
 - (1) 東アジアにおける銀行危機後の経験 - インドネシア、マレーシア、タイの経験を念頭に
 - (2) 韓国の経験
 - (3) 日本の銀行破綻と預金保険
 - (4) 東南アジアにおける資産管理会社の果たす役割
3. 第二セッション「可変保険料制度: アジア金融危機後における新たな資金調達方法」討議の様相
 - (1) 台湾中央預金保険公社の早期警戒制度
 - (2) 台湾の可変保険料制度
 - (3) カナダの経験
 - (4) 各国コメント

¹ 総務部調査室調査役(E-mail: hisanori-kataoka@dic.go.jp)。本稿の執筆は個人の資格で行ったものであり、意見にわたる部分は筆者個人に属し、預金保険機構の公式見解を示すものではない。

1. 預金保険国際セミナーの概要

(1) 開催の経緯

当機構は2004年3月18日、19日の2日間に亘り京都において、国際預金保険協会² (ADI)関係の預金保険関係機関等の参加を得て、預金保険に関する国際セミナーを開催した。

本セミナーは、金融危機からの回復過程にあるアジア諸国を中心に、金融危機後における預金保険機関の課題を探ることを目的とし、預金保険機関の独立性と他の金融当局との関係、預金保険基金の拡充、預金保険機関によるリスク評価機能のあり方等に焦点を当てて討議を行ったもので、海外からアジア各国を中心に18機関、日本国内からは財務省、地銀協、RCC、研究者等、合わせて46名の参加者があった。ちなみに、わが国でこうした各国預金保険機関による国際会合が催されたのは初めてのことである。

(2) セミナーの構成

セミナーは2つのセッションから成り、第1セッションは「アジア金融危機後の預金保険機関の課題」をテーマに、預金全額保護から定額保護への移行プロセスや各国の破綻処理の経験、資産管理会社のあり方等について議論した。

² 国際預金保険協会は、各国預金保険機関等の相互協力の拡大を通じて金融システムの安定化に資することを目的に、2002年5月に設立された預金保険に関する国際組織で、2004年8月現在、世界の33ヶ国/地域の34の預金保険関係機関が加盟している。日本はIADI設立メンバーとして参加し、同協会の下に設けられているアジア地域委員会の議長国となっている。

また第2セッションは「可変保険料制度：アジア金融危機後における新たな資金調達方法」と題して、アジアでは唯一可変保険料制度を導入している台湾中央預金保険公社と、国際預金保険協会 (IADI)議長を務めるカナダ預金保険公社が、自国の可変保険料制度に関するプレゼンテーションを行った。

以下その模様を簡単に振り返ることとしたい。

2. 第一セッション「アジア金融危機後の預金保険機関の課題」討議の模様

(1) 東アジアにおける銀行危機後の経験 - インドネシア、マレーシア、タイの経験を念頭に

セミナー初日のセッションでは、まずアジア開発銀行東南アジア局長のShamshad Akhtar氏から、「東アジアにおける銀行危機後の経験 - インドネシア、マレーシア、タイの経験を念頭に」と題して、以下の主旨のプレゼンテーションが行われた。

1997年のアジア金融危機以前は、インドネシア、マレーシアを始め多くのアジア諸国で、銀行同士の合併等による暗黙の預金保護が行われていたが、アジア金融危機を契機に、韓国、インドネシア、マレーシア、タイ等の諸国で預金の全額保護が宣言された。こうした預金の全額保護は、銀行の連鎖破綻の収束、金融システム安定化のための時間的猶予を確保するためには一定の成果を上げた。一方で全額保護が市場規律を弱めたり、長期的には銀行の改革努力を遅らせたりする結果となり、最終的には銀行処理費用の肥大

化を通じて納税者のコスト増加に繋がったことから、以下のような一定の条件が満たされ次第、全額保護スキームから定額保護スキームへ速やかに移行することが必要である。

定額保護への移行の条件としては、マクロ経済の安定や(不良債権比率、自己資本比率の改善など)銀行システムが安定していること、会計、情報開示、法律面の枠組みが適切であること、監督規制が整っていること、適切なタイミングでの銀行破綻処理が行われること、金融危機の終焉を国民が確信できていること、預金者が市場原理にそぐわない意思決定を行う余地が小さいこと(国営銀行のウエイトが小さいこと等)、適切な預金保険制度が導入されていること、等が指摘できる。

定額保護の下で設立される預金保険制度(機関)の望ましいあり方として、保護上限や、その他の金融当局との関係等について法的な位置付けが明確であること、保険制度加盟が強制であること、銀行監督や破綻処理に関して預金保険機関が一定の権限をもっていること、が必要である。ただ、こうした機能を揃えた預金保険制度が設立されても、あらかじめ金融システム改革がきちんと実行されていない限りは、預金保険制度のみで金融機関の連鎖倒産を回避することは出来ないことも事実である。

(2) 韓国の経験

次に、韓国預金保険公社(KDIC)理事であるWongkeun Yang氏が、韓国の経験について以下の主旨の発表をした。

韓国では1996年にKDICが設立されるまでは、政府による暗黙の預金保護が実施されておりKDIC設立後も、2000年までは実質全額保護を実施したが、2001年から定額保護に復帰した。1998年には生保・損保・証券会社等の保護基金もKDICに統合された。

KDICは預金保護機関であると共に、破綻処理、公的資金注入等の業務も実施している。公的資金注入には、最小コスト原則、効率性、(銀行の株主、経営者、従業員等)関係者間の公平な損失分担、(まず自助努力による経営改革を促すことによる)モラルハザードの回避、という4原則が要求される。金融機関への公的資金が注入された後、韓国では、2000年に公的資金使用監視法(Public Fund Oversight Special Act)が成立し、債務超過金融機関の支援にあたりKDICが当該機関と合意覚書(MOU)を締結、モニタリングを実施しているほか、公的資金注入金融機関についての検査・責任追及を実施している。

KDICは2002年に金融機関との間で公的資金のロスシェアリングルールを設立させた。投入された公的資金のうち損失が見込まれる69兆ウォンのうち20兆ウォンを金融機関、49兆ウォンを政府(納税者)が負担することとなっている。なお、KDICでは預金保険制度改革の一環として、米国預金保険公社のような指定準備率制度の導入も検討している。

韓国の金融当局間の連携についてみると、財務経済部(MOFE)が法律、金融監督委員会/監督庁(FSC/FSS)が規制監督、韓国銀行が流動性供給、KDICが預金保護を担当している。KDICは金融機関に情報提供を要請すること及びFSSとの共同検査に入ることが可能となっている。また

FSS、中銀の間で2001年に情報交換委員会を設置しているほか、KDIC 運営委員会にもMOFE、FSC、韓国銀行の代表が参加している。

なお、最近(2004年3月時点)の韓国の金融情勢を見ると、個人破産の増加、クレジットカード会社等のノンバンク危機が顕在化しており、ノンバンクに対する規制・監督の必要性が高まっているほか、市場規律等モラルハザード防止への取り組みが急務となっている。

KDICでは今後の課題として、可変保険料率への取り組み、オフサイトモニタリングシステム構築等を挙げている。

(3) 日本の銀行破綻と預金保険

続いて、慶應義塾大学経済学部の吉野教授が、日本の経験について以下の主旨のプレゼンテーションを行った。

日本の銀行破綻の主な原因は、不動産等ダブル関連貸出の、資産価格下落による不良債権化、有価証券投資の損失、地域的な景況の悪化、情実融資や経営能力の欠如、等である。こうした銀行破綻に対し、預金保険機構からは25兆円に上る資金援助が行われた。

2002年3月までは預金の全額保護が行われていたが、預金の全額保護は預金取り付けを回避するのに役立ったとはいえ、一方で預金者の金融機関に対する監視を弱め、市場圧力による銀行の退出を遅らせ、預金保険機構による金融機関の処理コストを高める結果となった。

過去数十年間、日本では金融セクターの生産性・収益性に殆ど上昇が見られない。日本の銀行部門については、貸出から手数料収入への移行、リスクに見合った貸出金利の徴求、信用リスクのデータ管理の精緻化、海外の事例の収集、専門家の育成、新商品の導入、行員のリスク評価研修の実施、預金保険の定額保護への移行、販売チャネルの拡大、R & Dの拡大、等の改革努力が必要とであると考えられる。

なお、預金保険料については、平時には預金保険機構の基金の状況や、金融機関の財務リスクに応じて保険料が決められることが望ましいが、有事には、システミックな銀行破綻を回避するためにも、財政資金による手当てが必要であると考えられる。

(4) 東南アジアにおける資産管理会社の果たす役割

続いて初日の討議の締めくくりとして、国際決済銀行アジア太平洋事務所首席代表の吉国真一氏が、アジアにおける資産管理会社の役割について以下の主旨のプレゼンテーションを行った。

アジアの銀行システムの特徴を見ると、まず銀行が金融システムに占めるウエイトが大きい(銀行資産はGDPの80%~200%程度)こと、政府系銀行のウエイトが特に中国、台湾、インドネシア等で高いこと、また最近では低下しつつあるものの、一時は各国の銀行の不良債権比率は10~50%と深刻な状況であったことが挙げられる。

不良債権を抱える銀行システムの再生には、資本注入、監視強化、リスク管理強化のほかに、不良債権切り離し等を担う資産管理会社（AMC）の役割も重要となる。AMCは通常は不良債権処理が中心だが、中期的な企業リストラ等の役割を担う場合もある。

AMCによる不良債権処理の成功には、不良債権の適切な価格付けが大きく関係する。簿価のほぼ100%で不良債権を買い取っていた中国やインドネシアでは、AMCへ不良債権全体の41%～100%が移転されたが、簿価の7%程度で買い取っていた日本のAMC(RCC)では、不良債権の10%未満しか移転されていない。このほか、当初の不良債権規模、AMCへの政府の金融支援、AMCへの資産移転に関する規制（業態、資産タイプ等）も、資産移転額に大きく影響する。

AMCの資金調達についてみると、公的資金あるいは、政府保証付債券による調達が主であるが、いずれにせよ、明示的な政府の金融的な支援が必要となる。

次に、AMCにおける不良債権処理をケース分けすると、借り手の事業再生まで踏み込むケースと、単純に売切りによる回収を測るケースがある。前者に重きを置いたのはタイ等、後者はインドネシア等である。いずれのケースにしても、出来るだけ早く金融機関の不良債権をAMCに移管することが、高い回収率に結びつくといえる。また、回収率の高低には、政府支援、当初の銀行危機の規模、移管債権の質等も影響する。

AMCにはまた、金融当局による適切な監督、適切なガバナンス体制の確立、業務の透明性、外部監査等が要求される。また倒産法制の整備

やAMCスタッフへの業務上の法的保護等の法的インフラも重要な課題である。

AMCと預金保険機関の関係をみると、預金保険機関が存在するところでは、AMCと預金保険機関が密接な関係にあるところが多い（例：日本は100%子会社）。ただ韓国ではAMCであるKAMCOと預金保険機関であるKDICは独立した機関となっている。将来的には、預金保険機関とAMCとどのような関係を保つことが最も効率的であるか、またセーフティーネット当局や会計士等民間との係わり合いをいかに保つべきか等について、検討する必要がある。

3. 第二セッション「可変保険料制度：アジア金融危機後における新たな資金調達方法」討議の様相

2日目は、「可変保険料制度：アジア金融危機後における新たな資金調達方法」と題して、アジアでは唯一可変保険料制度を導入している台湾と、国際預金保険協会（IADI）議長国であるカナダが、自国の可変保険料制度に関するプレゼンテーションを行った。

（1）台湾中央預金保険公社の早期警戒制度

まず、台湾中央預金保険公社のWilliam Su氏が「台湾中央預金保険公社の早期警戒制度」と題して以下のプレゼンテーションを行った。

台湾で採用されている早期警戒制度の目的は、初期段階での破綻シグナルの感知、早期取り組みによる損失の最小化、検査頻度等の決定などである。

台湾の早期警戒制度のフレームワークは、検査情報分析システム、コールレポート銀行から提出された財務情報 評価システム、インターネット上の (風評等を含めた) 情報監視システムの3つのシステムから成り 必要に応じて個別ケースへの対応部署を設置して、金融機関のリスク評価をスコアリング方式等により実施している。

各システムを比較してみると、検査情報分析システムはオンサイトによる検査情報を利用し、金融機関のリスク評価を実施していることから、細部に渡る情報が入手可能であることや、傘下銀行間の比較が容易であること等の長所をもつ一方、検査タイミングによる評価ラグが発生する。一方コールレポートなど財務情報に基づく分析システムは、四半期ごとにデータを分析できる長所がある一方、財務分析システムは経営の質等の定性評価に欠ける短所がある。またインターネット上の情報監視は、早期介入が可能となるなどリアルタイムで金融機関の状況を分析できる長所があるが、膨大な業務量、時間を要する短所がある。

上記のうち、検査情報分析システムについて詳しく見ると、検査により得られたCAMELS要素 (資本充足度、資産の質、経営の質、収益力、流動性、市場感応度、その他) 各指標を、破綻との関連性等に応じてウエイト付けして得られた、個別のスコアリング結果を、全金融機関のスコアの平均や標準偏差と比較しながら、平均からの乖離度に応じて (1標準偏差分、2標準偏差分等) A~Eのスコアリング格付を付与している。

最近の傾向をみると、スコアリング格付はCを中心に正規分布している。2000年の台湾地震や不動産価値の下落を背景にスコアリング格付の

引下げが一時相次いだが、一部優良先は常に好スコアリング格付を維持し、合併や買収を通じてますます強くなっている傾向がうかがえる。

今後の早期警戒制度の課題としては、マクロ景気の与える影響の織り込み、業務範囲の変化により有効性の薄れた指標の入れ替え、またスコアリングにより得られた結果を破綻回避のための指導に活かしていくための体制の確立等が挙げられる。

(2) 台湾の可変保険料制度

次に、同じく台湾の中央預金保険公社業務部国際業務課長のYvonne Y. Fan氏が、「台湾の可変保険料制度」と題して以下のプレゼンテーションを行った。

台湾では、付保金融機関間のリスクを適切に差別化し、金融機関の経営リスクを低め、モラルハザードを回避する目的で、1999年に可変保険料制度を導入している。

可変保険料制度を導入するまでの準備作業として、可変料制度採用国の調査、有識者との意見交換、付保金融機関へのアンケート調査、金融機関への説明会の実施等を行った。

台湾の可変保険料制度の仕組みをみると、信頼性、客観性、計算の容易性、金融機関にとっての作業の容易性等を勘案し、自己資本比率と検査格付けの2つをリスク指標として、9区分のカテゴリーに金融機関を分類 (農業および漁業組合には自己資本比率に代えて資本/貸出比率を適用) したうえで、リスクに応じて付保預金の5bp、5.5bp、6bpの3段階の料率を賦課している。なお、

現在は最低料率区分 (5bp) に全体の 56% の金融機関が含まれている。

新規加盟先には第二段階 (5.5bp) の料率を適用し、政府支援先金融機関に対する高料率等の特別措置が存在する。賦課された料率が不服である場合、金融機関は書面により預金保険公社に不服申し立てを行うことができる一方で、付保金融機関が料率区分を開示した場合、ペナルティー料率を課することが定められている。

台湾の可変保険料制度の将来の方向性としては、現在 3 段階の料率区分の細分化、タイムリーな区分割り当てのためのコールレポート等の活用、コーポレートガバナンス等経営指標の織り込み等が挙げられる。

(3) カナダの経験

次に、カナダ預金保険公社 CDIC 基準/保険部長の Sandra Chisholm 氏が、「カナダの経験」と題して以下のプレゼンテーションを行った。

カナダ預金保険公社は当初 1967 年にペイボックス型 (銀行破綻時に預金払戻し等に特化した業務しか行わず、検査、監督等の権限をもたない預金保険機関) の預金保険機関として発足したが、1987 年の組織改正で一定の監督検査権限をもつリスク最小型機関となった。あわせて、金融機関のリスク評価や規律付けの仕組みの構築が急務となった。

一般的に可変保険料制度は、金融機関にとっても受け入れやすい、金融機関独自のリスクファクター (自己資本、経営の質等) を反映した仕組みとする必要があるが、カナダでは関係当局との

議論を重ね、1999 年に可変保険料制度を導入した。

カナダの可変保険料制度の採用指標、料率区分等をみると、定量及び定性指標それぞれの長所短所を勘案し、ある程度の透明性を確保しながら、破綻との関連性の高い各指標に適切なウエイト (現在は定量指標 60 < 自己資本 20、収益性・効率性 20、資産の質・集中度 20 >、定性指標 40) を付与してスコアを決定している。なお、傘下金融機関数が比較的少ない (約 80 程度) ことや、適切なインセンティブ付けを考慮し、料率区分は 4 区分とし、付保預金の 2bp ~ 16bp の料率を賦課している。なお、現在は上位 2 区分に 80% の金融機関が含まれている。

これまでの可変保険料制度を通じてカナダが得た経験としては、料率設定に関する公平性や透明性の確保の重要性、金融機関からの財務報告への基本的な依存、不必要な指標/重複を避ける努力、継続的な見直し、等が挙げられる。

(4) 各国コメント

以上の発表に対して、フィリピン預金保険公社総裁の Ricardo Tan 氏、韓国預金保険公社上級エコノミストの Jaeho Chung 氏、カザフスタン預金保険基金局長 Bakhyt Mazenova 氏から以下のコメントがあった。

フィリピン預金保険公社のコメント

可変保険料制度導入にあたっては、その国の政治的状況、預金保険基金残高、加盟金融機関の準備状況、必要な情報の入手可能性、の 4 つが重要であると考えられる。フィリピンでは可変保

険料制度導入にあたっては、預金保険法の改定が必要だが、「可変保険料に関連する情報が一部でも公開されると、金融システムへの預金者の信頼が却って損なわれる恐れがある」として、政治家が法律改正に積極的ではない。また、保険料の約9割が大手行により支払われているが、フィリピンの預金保険基金が目標基金残高に達していない中で可変保険料制度を導入した場合には、大手行の保険料率が低下することを通じ、預金保険財政がより悪化する懸念がある。さらに、地域の金融システムの中で重要な役割を果たしている小規模金融機関の保険料率が上昇することによる金融システムの不安定化、可変保険料推計に必要な監査済みデータの金融当局間での共有の必要性、銀行数と比較した金融検査官の絶対的な不足等も、可変保険料制度導入前に解決すべき課題として挙げられる。

韓国預金保険公社のコメント

カナダ及び台湾の可変保険料制度に関しては、料率設定に関する不服申し立て制度等が確保されており、透明性の高い制度になっていることが指摘できる。

一方で、可変保険料制度は不良金融機関により重いコストを負荷する点で、こうした金融機関の破綻に結びつく可能性も否定できず、預金保険機関役職員を破綻金融機関からの訴訟リスクから免責する法的手当が必要と面があると考えられる。カナダの例では既にこうした免責規定がCDIC法で担保されているが、台湾では明確な規定が現時点では定められていないことから、今後の対応の余地があるのではないかと。

さらに、台湾は自己資本と検査格付を組み合わせたマトリクス型の料率設定、カナダは複数

の定量・定性指標を組み合わせた料率設定を行っており、いずれも金融危機時等に自己資本比率が低下することを通じて、体力の低下した金融機関により高い料率を付加するとの問題が存在する。

カザフスタン預金保険基金のコメント

台湾中央預金保険公社の早期警戒制度に関連して、一般的に預金保険機関のリスク評価システムは、限られた機能を実行するための独立したシステムとすべきか、あるいはその他の金融監督当局を含めたより包括的なシステムの一環として設置すべきか、という点が指摘できる。

台湾の場合、他の金融監督当局のシステムと整合的なモニタリングシステムが構築されている一方で、カナダの場合は預金保険機関の独立性が強く、モニタリングシステムも独自のリスク体制のもとで、その他監督当局と競合的な仕組みとなっている。こうした格差には、各国の金融システムや経済の発展段階等の要素が影響していると考えられるが、一方で新設預金保険機関では、立法当局が預金保険機関のリスク評価制度の必要性について十分な認識をもち、預金保険機関に銀行財務情報へのアクセス権限等を与えない結果、金融不安を招くケースが散見される。

以上

預金保険料率研究会中間報告

平成16年6月18日
預金保険料率研究会

目次

1. はじめに
 2. 預金保険運営費用の負担のあり方
 3. 預金保険料率のあり方
 4. わが国における可変保険料率の可能性
 - (1) 料率の算定方法
 - (2) 料率構造
 - (3) 個別金融機関への料率適用
 - (4) 準備期間または経過措置の必要性
 - (5) 料率体系の定期的見直しの必要性
-
- (別紙1) 預金保険機構の財政状況等
 - (別紙2) 預金保険料率研究会のメンバー一覧
 - (別紙3) 金融審議会答申「特例措置終了後の預金保険制度及び金融機関の破綻処理のあり方について
 - (別紙4-1) 主要国の可変保険料率の概要
 - (別紙4-2) 主要国の可変料率制度

1. はじめに

わが国の預金保険は、預金保険機構が金融機関から保険対象預金の一定比率に相当する預金保険料を受け入れ、金融機関が破綻した場合に、預金者に対し保険金として一定限度の範囲内で預金の払戻しを行う制度として昭和46年に発足した。その後、昭和61年には、破綻金融機関を救済する金融機関に対し、破綻金融機関の預金者保護に必要な資金を金銭贈与することが可能となった。

発足以来平成7年度末までは、金融機関の破綻件数が少なかったため、預金保険機構の責任準備金はプラスを維持してきた。しかしながら、預金等の全額保護措置が取られた平成8年度以降破綻が相次ぎ、預金保険機構は平成14年度までに19兆円弱の金銭贈与を行った。この結果、10兆円強の国費投入にもかかわらず、平成14年度末において預金保険機構は4兆円¹の欠損金を抱えることとなった(別紙1)。一方で、破綻件数はこのところ漸く減少し、平成14年度以降足利銀行の1件のみとなっている。

こうした状況の下、本研究会(別紙2)は預金保険機構理事長の私的研究会として発足し、中長期的観点からみた預金保険料率のあり方について、昨年10月以来本年6月まで7回にわたり議論を行った。

以下は、研究会での議論の概要を取りまとめたものである。

¹ これは、平成14年度中の保険料収入約5,000億円と比較して8倍の規模に上る。

2. 預金保険運営費用の負担のあり方

預金保険料率のあり方を考える際には、まず預金保険制度を運営する費用を誰が負担すべきか検討する必要がある。

金融セクターが全体として健全な状況にある「平時」の下では、金融機関(及びその株主)が預金保険により低コストで預金を調達できる便益を享受している点に着目して、預金保険運営費用は金融機関が預金保険料の形で全額負担することが適当と考えられる。

一方、金融セクターが「危機」的状況にある下では、金融システムの安定性確保という政策要請に着目して、金融機関だけでなく政府の負担も必要になるとの意見が出された。

この「平時」と「危機」の区別に関し、預金保険の負担の観点から現状をどのように判断するか、確定的な基準を見つけることは容易ではない。特に、わが国のように、一時期に金融機関の破綻が集中的に発生して預金保険基金に多額の損失が生じ、その後破綻件数が大幅に減少した場合は、なおさらその見極めが困難である。

一つの目安としては、金融機関に過度な負担を与えない範囲内で徴収された保険料収入が当該年度の破綻処理費用を安定的に上回るようになる時点が、分水嶺として考えられる。

なお、預金保険は早期是正措置、適切なタイミングでの銀行破綻処理とあいまって金融システムの安定性に寄与するものであり、預金保

険の負担の軽減のため、こうした措置を有効に機能させる必要がある。

預金保険の負担は金融機関の競争条件にも大きな影響を与える。この観点からは、現在預金保険の枠外にある郵便貯金、独自の保険制度を有する農林系金融機関、預金を取り扱っていない金融機関との関係や、国際競争力にも配慮する必要がある。

3. 預金保険料率のあり方

各国の預金保険料率をみると、大きく分けて均一保険料率と可変保険料率の二つが存在する。可変保険料率とは、保険制度加盟金融機関が仮に破綻した場合に預金保険制度に与える損失リスクを、各金融機関が支払う保険料に反映させる仕組みである。可変保険料率は、1980年代の金融破綻の反省を踏まえ、米国において1993年に採用された。その後、可変保険料率を採用する国が年々増加傾向にある。

この点について、金融審議会は平成11年の答申で「金融機関の財務状況等に応じた保険料率の導入については、諸外国の預金保険制度においても導入の動きが見られること、また、市場規律を補うという観点から、本来望ましいものとする」とした上で、「金融機関の財務状況等に応じた保険料率の枠組みの検討は早く進めるべきであるが、その実施については、当面、慎重に対応すべきである」と述べている(別紙3)。

本研究会では、可変保険料率に下記のメリットが存在するとの指摘があった。

- (1) 預金保険が銀行経営に与えるリスク選好的なインセンティブ(モラル・ハザード効果)のコントロールが可能となり、金融機関に対し財務体質強化を促す効果を有する。その結果、金融システムの安定性が増し、預金保険基金の損失抑制、国民負担の極小化が実現する。
- (2) 保険料負担に対する金融機関の公平感を増すことができる。
- (3) 自己資本比率規制等の有効性を高めることができる。

他方、金融システムが不安定な状況のもとでの可変保険料率導入は、財務力の低下した金融機関に対し、他と比べ割高の保険料負担を課することとなり、経営をより脆弱化させる恐れがある、との指摘もみられた。

このような点を踏まえた上で、研究会では、預金保険制度に可変保険料的要素を導入していくことが望ましいとの意見が多かった。

4. わが国における可変保険料率の可能性

各国の可変保険料率をみると、料率の算定方法、料率構造等どれ一つ同一のものではなく、各国の実情に応じた料率体系が採用されている(別紙4)²。

本研究会では、わが国が今後金融システムの安定している状況の下で仮に可変保険料率導入を検討する場合、どのような選択肢が考えられるかについて意見交換を行った。

² 石塚雅典 「預金保険料制度の国際比較」、『預金保険研究』、預金保険機構、2004年3月を参照。

(1) 料率の算定方法

料率の算定方法については、株価、劣後債利回りや格付会社による外部格付け等を使用した予想損失モデルに基づき、各金融機関毎に、破綻に伴う預金保険にとっての期待損失額を精緻に推計する手法も考えられるが、推計の困難性や、金融機関についての適切な変数(情報)の入手に制約がある等の問題が存在する。このため、実際には自己資本比率等の財務上の定量指標に基づいて金融機関をグループ分けし、グループ毎に異なる保険料率を適用する国、定量指標に加えて検査格付けのような定性指標を加味してグループ分けする国が多くみられる。

本研究会では、透明性の観点から公表されている定量指標を中心に金融機関をグループ分けすることが望ましいとの意見が多いが、定量・定性指標の組み合わせも考慮すべきであるとの意見も出された。

具体的な定量指標としてどのようなものが妥当かを検討するためには、過去の金融機関破綻事例を分析し、どのような定量指標が破綻確率や損失確率を説明する上で有効か等の調査をまず行う必要がある。

(2) 料率構造

料率構造についてみると、料率区分の数、料率カーブの形状は各国によって区々であるが、可変保険料率導入当初は、金融機関の保険料負担が激変することを防止し、新料率体系

に対する金融機関の理解を得る観点から、たとえば二つないし三つの料率区分を設け、料率の差も小幅に留める選択肢が考えられる。

なお、信用金庫、信用組合、労働金庫においては業態内の相互支援制度が存在する。こうした相互支援制度は、有効に機能すれば破綻の顕在化を防止し預金保険基金の損失を軽減することになるが、この点を可変料率にどのように反映させることが可能かどうか、今後の検討が必要である。

(3) 個別金融機関への料率適用

各国においては、適用された料率に不満な金融機関が不服申し立てを預金保険当局に行える手続きを定めており、わが国においても同様の手続きが必要と考えられる。

個別の金融機関に適用される料率が公開される場合、市場規律を強めるという意見もあるが、他方、営業目的等に利用されると、風評リスクが重大な問題となる恐れがある。こうした風評リスクは、公表されている定量指標のみに基づいて料率の算定を行う場合にはそもそも発生しないが、検査格付等の定性指標を組み合わせる場合には、深刻化する可能性がある。この点については、各国とも適用料率について預金保険当局及び金融機関に対し守秘義務を課しており、わが国においても十分な配慮が必要である。

(4) 準備期間または経過措置の必要性

可変保険料率を導入した大半の国は導入に先立ち、金融機関が経営を強化するための準備期間の設定、または保険料負担激変を防止する経過措置を実施しており、わが国においても、導入する可変保険料率の内容如何によっては、同様の措置が必要かどうか検討することが望ましい。

(5) 料率体系の定期的見直しの必要性

可変保険料率を導入する場合、金融情勢等の変化を踏まえ、料率体系を定期的に見直すことが望ましい。

以 上

預金保険機構の財政状況等

(1) 預金保険基金(責任準備金)の状況*

(単位:億円)

	金銭贈与額**	責任準備金(及び 欠損金)		
		一般勘定***	特例業務勘定****	計
平成7年度末	6,008	3,866	-	3,866
平成8年度末	13,160	154	4,105	3,951
平成9年度末	1,524	1,444	2,384	940
平成10年度末	26,845	7,580	4,297	11,877
平成11年度末	46,371	13,142	5,825	18,967
平成12年度末	51,561	24,648	6,808	31,456
平成13年度末	16,426	30,554	7,428	37,982
平成14年度末	23,707	39,208	857	40,065

(注)各々の計数において、単位未満四捨五入

- * 預金保険機構の基金(=責任準備金)は、毎年の一般勘定及び特例業務勘定(勘定間の入れ繰りを除く)の収支尻が準備金(ないし欠損金)として積み上がったもの。
- ** 各年度中に実施された額。なお、事後的に減額等措置があった場合には、当初の金額を修正して計上。
- *** 一般勘定は、預金保険料を原資としてペイオフコスト内(預金等の元本1,000万円以内の部分)の預金保護と、そのために必要な資金援助を行う、機構本来の勘定。
- **** 特例業務勘定は、平成8年度~13年度末までの預金等全額保護措置に基づき、ペイオフコストを上回る部分(預金等の元本1,000万円を超える部分等)の預金保護、資金援助実施のために創設された勘定で、平成14年度末に廃止され、その資産及び負債は一般勘定へ引き継がれている。

(2) 財政収支の累計(設立当初<昭和46年>~平成14年度)

(単位:兆円)

	一般勘定	特例業務勘定	計
金銭贈与額	7.2	11.5	18.7
国費投入額	-	10.4	10.4
保険料収入額	2.9	1.2	4.1
その他収支*	0.4	0.2	0.2
欠損金(14年度末)	3.9	0.1	4.0

* 資金運用益 - 経費等。

預金保険料率研究会のメンバー一覧

平成16年6月18日現在

(1) 学識経験者

座長	かいづか 貝塚	けいめい 啓明	中央大学研究開発機構教授
	よしの 吉野	なおゆき 直行	慶應義塾大学経済学部教授
	かんだ 神田	ひでき 秀樹	東京大学法学部教授
	いけお 池尾	かずひと 和人	慶應義塾大学経済学部教授
	おきな 翁	ゆり 百合	日本総合研究所主席研究員

(2) 金融業界実務家

	もり 森	しょうすけ 省輔	全銀協(三井住友銀行経営企画部会長行室室長)
	よこえ 横江	けんじ 健次	地銀協(福岡銀行協会担当部長)
	いしだ 石田	ゆきお 幸夫	第二地銀協(京葉銀行取締役)
	ささがわ 佐々川	しげる 茂	信託協(三井トラストホールディングス業務部長)
	はら 原	ひろゆき 弘之	全信協(朝日信用金庫常務理事)
	おおはし 大橋	りょうきち 良吉	全信中協(江東信用組合理事<総務部長>)
	なかじま 中島	つとむ 努	労金協(常務理事)

(3) 預金保険機構

	まつだ 松田	のぼる 昇	理事長
	わたなべ 渡辺	たつお 達郎	理事
	ますかわ 増川	みちお 道夫	預金保険部長
	すずき 鈴木	ひであき 英明	総務部上席審議役

平成11年12月21日 金融審議会答申「特例措置終了後の預金保険制度及び金融機関の破綻処理のあり方について」 5.預金保険制度の他の論点 (5)預金保険料より抜粋

なお、金融機関の財務状況等に応じた保険料率の導入については、諸外国の預金保険制度においても導入の動きが見られること、また、市場規律を補うという観点から、本来望ましいものとする。しかしながら、一般勘定の借入金の早期返済が必要な状況の下で直ちに導入した場合には、経営の悪化した金融機関に対する保険料率は相当高い水準になることが見込まれるため、その金融機関の経営に対する影響は看過できないものとなる。したがって、金融機関の財務状況等に応じた保険料率の枠組みの検討は早く進めるべきであるが、その実施については、当面、慎重に対応すべきであるとする。

主要国の可変保険料率の概要

	米国 (FDIC)	台湾 (CDIC)	カナダ (CDIC)
可変保険料率導入時期 (保険制度導入時期)	1993年 (1934年)	1999年 (1985年)	1999年 (1967年)
料率算定方法・料率構造に関する事項			
利用指標	自己資本比率、検査(CAMELS)格付(公表・非公表指標の組み合わせ)	自己資本比率、検査評価点(統計的検定を経た26種類の指標から業態ごとに利用指標を選択し、検査時に評価点) (公表・非公表指標の組み合わせ、利用している指標については非公表)	14項目の定量・定性指標(自己資本比率、収益変動性、資産集中度、検査格付、基準遵守度等) (公表・非公表指標の組み合わせ)
指標間の配点ウェイト等	定性・定量指標によるマトリックス型の9区分(3X3) 自己資本(1、2、3)と検査(CAMELS)格付(A、B、C)は同等ウェイト	定性・定量指標によるマトリックス型の格付区分9区分(3X3) 自己資本(1、2、3)とCAMELS(A、B、C)は同等ウェイト (自己資本のスコアリングは1=充分、2=妥当、3=不足、CAMELS格付のスコアリングは元の格付A、B=サブグループA、同様にC、D=B、E=C)	定性・定量指標によるスコアリング型(100点満点) 定量指標(資本充実度等)60%、定性指標(検査格付等)40%のウェイト
料率区分数	6区分(1A)、(2A、1B)、(3A、2B)、(1C)、(3B、2C)、(3C)(別紙4-2参照)	3区分:(1A、2A、1B)、(3A、2B、1C)、(3B、2C、3C)	4区分(別紙4-2参照)
個別金融機関への料率適用等に関する事項			
保険機関による情報公開内容	各区分に属する金融機関の比率を公表	各区分に属する金融機関の比率を公表	各区分に属する金融機関の比率を公表
金融機関に対する情報公開制限	検査格付非開示 料率区分の営業活動利用を禁止	検査評価点非開示。料率区分の営業活動利用を禁止	料率区分、適用料率、適用スコア等、料率算定根拠の公開を禁止
不服申し立て制度	FDICに対する申し立て(90日以内)	CDICに対する申し立て	CDICに対する申し立て後、不服であれば裁判所に提訴
準備期間・体系見直し等に関する事項			
準備期間・内容	91年に法律制定以降93年までの約1年間	1997年から1999年までの約2年間、研究及び調査、理事会の諮問委員会(業界・学会・関係当局)での協議やセミナーを実施	約2年間、海外の制度、民間格付手法の研究、制度設計、関係先との協議等を実施
経過措置の内容	小幅な料率格差(8bp)からスタートし、その後格差を拡大	当初半年間(1999年7月から12月まで)は低料率(1.5bp、1.75bp、2bp)を適用、その後2000年1月より料率引上げ(5bp、5.5bp、6bp)を適用(導入前の一律料率は1.5bp)	最低区分先に2年間、上位区分の料率適用(4区分を3区分に)すべての金融機関の定量部分の評点を上乗せ(緩和) 最低区分先でも可変料率前(16bp)の料率を上回らない措置
料率体系見直し規定	具体的な見直し規定はないが、ほぼ5年毎に制度改定の動き	具体的な見直し規定なし(2005年に見直し予定)	銀行法を見直すタイミングでCDIC法も見直し(通常5年毎、次回2005年予定)

(注) 各国預金保険機関の正式名称は以下のとおり。米国: Federal Deposit Insurance Corporation (FDIC)、カナダ: Canada Deposit Insurance Corporation (CDIC)、台湾: Central Deposit Insurance Corporation (CDIC)、フランス: Fonds de Garantie des Depots (FGD)、ドイツ: Bundesverband Deutscher Banken (BDB)、スウェーデン: the Deposit Guarantee Board (Insattningsgarantinämnden、DGB)

主要国の可変保険料率の概要

	フランス (FGD)	ドイツ (BDB)	スウェーデン (DGB)
可変保険料率導入時期 (保険制度導入時期)	1999年 (1980年)	1998年 (1966年)	1996年 (1996年)
料率算定方法・料率構造に関する事項			
利用指標	自己資本比率、収益性、リスク分散、期間構成の定量4指標 (内容非公開)	リスク、収益性に関する定性・定量指標 (内容非公開)	自己資本比率の相対格差
指標間の配点ウェイト等	各定量指標に同一ウェイト 定量指標によるスコアリング型 (1~3点) 評点1から3の3段階 (営業収益性のみ0.5刻みの5段階)の点数を、4指標について付与。当該4指標の評点平均値が1の場合75%、2の場合100%、3の場合125%と変換しリスク係数を算出	利用指標及びウェイトは非公開 定性・定量指標によるスコアリング型 格付区分は9区分 (A1~3、B1~3、C1~3)	定量指標 (自己資本比率) 100% 自己資本比率の相対的順位に応じて分布
料率区分数	評点平均値に応じて各金融機関ごとに保険料を算出 (別紙4-2参照)	7区分 (A1~3は同一、B1、B2、B3、C1、C2、C3)	自己資本比率の相対的順位に応じて平均料率の0.6倍~1.4倍に分布
個別金融機関への料率適用等に関する事項			
保険機関による情報公開内容	基本的枠組みのみ公表	基本的枠組みのみ公開	各金融機関別の保険料率は請求があれば公開している模様
金融機関に対する情報公開制限	個別情報非開示 (明示的な規則はない)	個別銀行の格付は非公開。料率区分の営業活動利用を禁止。	なし
不服申し立て制度	銀行委員会 (監督当局) に対する申し立て (2ヶ月以内)	調停パネルによる調停 (銀行及び監査協会が調停人をそれぞれ立て、公認会計士を議長とするパネルで討議) ないしは一般裁判所への提訴	行政裁判所に対する申し立て
準備期間・体系見直し等に関する事項			
準備期間 内容	内部での検討に3年間	内部での検討に約5年 (うち2年間はシステム対応)	約1年半
経過措置の内容	導入後2年間 (2000/6まで)、料率決定の4要素のうちリスク分散を除外して保険料算定 初年度のリスク係数を小幅 (85%~115%) に設定	なし	なし
料率体系見直し規定	なし (4年毎に預金保険制度全体の所要保険金額を見直し)	なし	なし (2004年に全面的な見直しを予定)

主要国の可変料率制度

(1) 米国：自己資本比率(3指標を利用し3区分)と検査格付(CAMELS 評定)(5段階評定を3区分)に基づき、金融機関を9グループに分類。

	自己資本比率 良好 (1)	自己資本比率 十分 (2)	自己資本比率 不十分 (3)
リスクベースの自己資本比率 (パーゼ ル比率)	10%以上かつ	8%以上かつ	左記以外
Tier 1 のリスクベースの自己資本比率	6%以上かつ	4%以上かつ	
Tier 1 のレバレッジ比率 (Tier 1/総有形 資産)	5%以上	4%以上	

	Category (A)	Category (B)	Category (C)
検査格付 (CAMELS 評定)	1 ないし 2	3	4 ないし 5

(注) Category (A): ごく僅かな弱点しかもたず、財務的に健全な金融機関(Financially sound institutions with only a few minor weaknesses.)

Category (B): 是正しないで放置した場合、金融機関が深刻に悪化し保険基金のリスク増加をもたらす可能性を有する弱点を持つ金融機関(Institutions that demonstrate weaknesses that, if not corrected, could result in significant deterioration of the institution and increased risk of loss to the FDIC.)

Category (C): 効果的な是正措置が実施されない場合には、保険基金に損失をもたらす可能性が相当にある金融機関(Institutions that pose a substantial probability of loss to the FDIC unless effective corrective action is taken.)

現行料率水準 (%)

	CAMELS 評定カテゴリー (A)	CAMELS 評定カテゴリー (B)	CAMELS 評定カテゴリー (C)
自己資本比率 良好 (1)	0.00	0.03	0.17
自己資本比率 十分 (2)	0.03	0.10	0.24
自己資本比率 不十分(3)	0.10	0.24	0.27

(2) カナダ：定性・定量指標に基づくスコアリングにより金融機関を4グループに分類(得点が高いほど健全)

第1区分 80点以上、第2区分 65点以上、第3区分 50点以上、第4区分 50点未満

対象指標	評価水準	最高点	配点
Capital Quantitative (資本に係る定量指標)			
<ul style="list-style-type: none"> Capital Adequacy (自己資本健全性) <ul style="list-style-type: none"> Assets to Capital Multiple (資産/資本倍率) Tier 1 Risk-Based Capital Ratio (Tier 1/リスク資産) Total Risk-Based Capital (リスクベース自己資本比率) 	20 以下、23 以下、23 超 7%以上、4%以上、4%未満 10%以上、8%以上、8%未満	20	全指標 20、13、0
Other Quantitative (その他の定量指標)			
<ul style="list-style-type: none"> Profitability (収益力) <ul style="list-style-type: none"> Return on Risk-Weighted Assets (リスクベース ROA) Mean Adjusted Net Income Volatility (純利益のボラティリティ過去5年間の標準偏差/平均) Volatility Adjusted Net Income (直近純利益 - 過去5年の標準偏差) Efficiency (効率性) <ul style="list-style-type: none"> Efficiency Ratio (非利払い費用/純収益) Asset Quality (資産の質) <ul style="list-style-type: none"> Net Impaired Assets (Including Net Unrealized Losses on Securities) To Total Regulatory Capital Ratio (不良資産額<有価証券非実現損を含む>/自己資本) Asset Concentration (資産の集中度) <ul style="list-style-type: none"> Aggregate Counterparty Asset Concentration Ratio (総資本の10%以上の与信相手先合計<リスク調整後>/総資本) Real Estate Asset Concentration (モーゲッジ与信/モーゲッジ与信+非モーゲッジ与信+有価証券+アクセプタンス) Aggregate Industry Sector Asset Concentration Ratio (産業別エクスポージャー額<リスク調整後>/総資本) 	1.15%以上、0.75%以上、0.75%未満 0、0.5、1.25 2 標準偏差 0 以上、1標準偏差 0 以上、1 標準偏差 0 未満 60%以下、80%以下、80%超 20%未満、40%未満、40%以上 200%未満、400%未満、400%以上 モーゲッジ種類ごとに比率を設けスコアリング (全体で10%) 250%未満、500%未満、500%以上	5 5 5 5 5 5 5 5	5、3、0 5、3、0 5、3、0 5、3、0 5、3、0 5、3、0 5、3、0 5、3、0
Sub-total: Quantitative Score (定量指標小計)		60	
Qualitative(定性指標):			
<ul style="list-style-type: none"> Examiner's Rating (検査格付) Extent of Adherence to CDIC Standards (CDIC 基準遵守度) Other Information (その他情報) 	5 段階 26 項目 (注1) (注2)	25 10 5	25、18、11、4、0 10、9、6、3、0 5、3、0
Sub-total: Qualitative Score (定性指標小計)		40	
Total Score (総合点)		100	

(注1) 内部管理、流動性管理、金利リスク管理、外為リスク管理、信用リスク管理、証券ポートフォリオ、不動産評価、資本管理の8つの領域に関し26項目の基準を定めている。

(注2) 民間機関の格付、支援措置の有無、アナリストの見解など

現行料率水準 (%)

評点	区分	適用料率
80点以上	1	0.02
65点以上 80点未満	2	0.04
50点以上 65点未満	3	0.08
50点未満	4	0.16

③) フランス：4つの定量指標に基づき、預金保険制度全体の年間所要保険料総額の内、個別金融機関が負担すべき割合を算出

金融機関ごとに、各指標の得点の単純平均値を算出

項目	指標	区分	得点
健全性 (Solvency)	Tier 1 Risk-based Capital Ratio (Tier1 バーゼル比率)	9%以上	1
		6%以上	2
		6%未満	3
収益力 (Profitability)	Net Cost - to - Operating Income Ratio (ネットコスト/業務収益)	65%未満	1
		65%以上 70%未満	1.5
		70%以上 75%未満	2
		75%以上 85%未満	2.5
		85%以上ないし100%未満	3
与信集中度 (Risk Diversification)	10 Largest Exposures/Tier 1 (大口与信10先の 対 Tier 1 比率、ただしヨーロッパ中銀制度でのリ ファイナンス適格先を除く)	30%未満	1
		30%以上 60%未満	2
		60%以上	3
マチュリティ・ギャップ (Maturity Transformation)	Average Transformation Ratio (残存期間1年 以上の資産・負債差額/Tier 1、残存期間1年以 上の資産、負債が総資産・負債の20%を超えて いる場合に算出)	100%未満	1
		100%以上 200%未満	2
		200%以上	3

上記単純平均値に基づき、各金融機関について「リスク係数」(0.75～1.25)を算出。

(注)上記に基づく得点の単純平均値が1の場合0.75、2の場合1.0、3の場合1.25の「リスク係数」を付与。

個別金融機関のリスク額 = (付保預金額 + 融資額 × 1/3) × リスク係数 を算出。

個別金融機関の支払う保険料を下式に基づき算出。

個別保険料 = 預金保険制度全体の年間所要保険料総額 × (個別金融機関のリスク額/加盟金融機関全体のリスク額)

2004年9月

編集・発行 預金保険機構

〒100-0006

東京都千代田区有楽町1-12-1

新有楽町ビルディング内

電話 03(3212)6030(代表)

FAX 03(3212)6085

HP <http://www.dic.go.jp>

© Deposit Insurance Corporation of Japan 2004 Printed in Japan

本誌の内容については、(1)商法目的による転載・複製、あるいは、(2)「無断転載・複製を禁じます」等の注記がある部分の転載・複製、に該当する場合を除き、転載・複製することが出来ますが、その場合は出所を明記するようお願いいたします。

上記(1)(2)に該当する場合には、予め預金保険機構総務部広報・情報公開室までご連絡ください。

本誌に関する照会は、預金保険機構総務部広報・情報公開室(03-3212-6140)、ないしは論文等に記載した各執筆者(部署)までお寄せください。